

# 琴平町子ども・子育て支援事業計画

## ■第2期計画■



令和2年3月

琴 平 町



## 目 次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景と目的 .....	1
2 計画策定の趣旨 .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の対象 .....	3
5 計画の策定体制 .....	4
6 子ども・子育て支援法におけるサービスの類型 .....	5
第2章 琴平町の子ども・子育てに関する現状と動向 .....	7
1 人口、児童数に関する現状と動向 .....	7
2 琴平町の世帯・就労に関する状況 .....	13
3 保育・教育施設の利用状況 .....	17
4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況 .....	21
5 ニーズ調査結果から見た子育てに関する現状と意向 .....	23
第3章 第1期琴平町子ども・子育て支援事業計画の総括 .....	34
1 第1期琴平町子ども子育て支援事業計画の目標と施策 .....	34
2 第1期琴平町子ども・子育て支援事業計画の評価と課題 .....	35
第4章 計画の基本的な考え .....	38
1 子ども・子育て支援の意義 .....	38
2 子ども・子育て支援事業計画の基本理念 .....	39
3 基本目標と分野別施策の展開 .....	39
第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量 .....	55
1 教育・保育提供区域の設定 .....	55
2 教育・保育提供体制の確保 .....	56
3 教育・保育施設の一体的提供の推進 .....	58
4 教育・保育の質の向上へ向けた取組み .....	58
5 地域子ども・子育て支援体制の確保 .....	59
6 地域子ども・子育て支援事業の質の向上へ向けた取組み .....	65
7 ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けての取組み .....	65
第6章 計画の推進 .....	66
1 計画の推進体制 .....	66
2 計画の点検・評価・改善 .....	66
資料編 .....	67

※元号の表記に関する注記

元号による年、年度の表記については、平成31年が4月末まで、令和元年が5月1日からとなっているため、月単位で説明が必要なものはこの区分けによって表記します。一方、年度については平成31年4月を含めて令和元年度と表記します。

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

---

### ■計画策定に至るまでの経緯

平成 24 年 8 月に待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を柱とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

この関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されるのに合わせ、本町では「第 1 期琴平町子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定、平成 27 年度から同計画を施行し、各種子育て支援策を充実させてきました。

### ■琴平町の次世代育成支援対策

本町では、次世代育成支援対策推進法に基づき、前期 5 年間（平成 17～21 年度）の次世代育成支援行動計画を策定しました。また、平成 21 年度においては、前期 5 年間の達成度を踏まえ、後期 5 年間（平成 22～26 年度）の後期計画を策定し、「自助」、「共助」、「公助」のバランスのとれた子育て環境の実現を目指す、という基本理念のもと、次世代育成支援対策を進めてきました。

次世代育成支援対策推進法は平成 26 年の改正により 10 年の延長となり、また市町村の次世代育成推進行動計画の策定が任意になりましたが、第 1 期に引き続き第 2 期の子ども・子育て支援事業計画においても、次世代育成支援行動計画の内容を引き継ぎ、計画に反映させていきます。

## 2 計画策定の趣旨

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられます。併せて、本計画を「琴平町次世代育成支援行動計画」の後継計画として位置付けます。

また、第4次琴平町総合計画を上位計画とし、第2次琴平町健康増進計画及び食育推進計画、琴平町障がい者福祉計画等の関連計画と整合を図りながら進めていくものです。

### 【子ども・子育て支援の意義に関する事項】

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困等社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得等、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

〈子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針〉

### 3 計画の期間

---

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。  
計画期間中にそれまでの成果と課題等を踏まえて見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度～
本計画						
次期計画			中間見直し		見直し	

### 4 計画の対象

---

基本的に、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせる等、柔軟な対応ができるよう努めます。

## 5 計画の策定体制

### ■ニーズ調査の実施

本計画策定の基礎資料とすることや、住民の子育てニーズを把握することを目的として、就学前児童及び小学生を対象とするニーズ調査を実施しました。

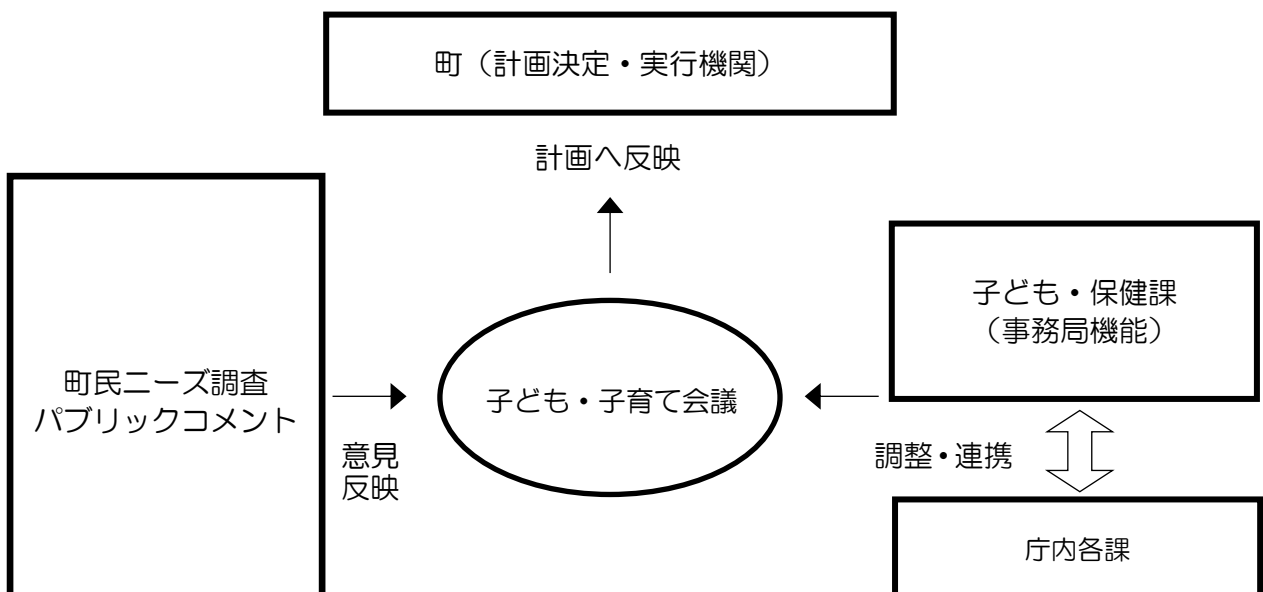
### ■琴平町子ども・子育て会議による協議

本計画の策定にあたっては、琴平町子ども・子育て会議委員の意見を聴取し、計画の審議・策定を行いました。

	主な議題
第1回（令和元年11月）	○ニーズ調査結果について ○第1期琴平町子ども・子育て支援事業計画の総括について ○第2期琴平町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
第2回（令和2年1月）	○第2期琴平町子ども・子育て支援事業計画素案について
第3回（令和2年3月）	○第2期琴平町子ども・子育て支援事業計画案について （新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により、書面会議にて実施。）

### ■パブリック・コメントの実施

計画素案について、住民の方から幅広い意見を聴取するために、令和2年2月3日から3月5日までの期間、パブリック・コメントを実施しました。





## 6 子ども・子育て支援法におけるサービスの類型

制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。また、「子ども・子育て支援給付」は、「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」に分かれ、さらに「子どものための教育・保育給付」は、県認可の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」に分かれます。

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1. 幼稚園	公立幼稚園
				当制度への移行を選択する私立幼稚園
			2. 公立認可保育所	
			3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園
				幼稚園型認定こども園
				保育所型認定こども園
				地方裁量型認定こども園
	地域型保育給付	4. 小規模保育		
		5. 家庭的保育		
		6. 居宅訪問型保育		
		7. 事業所内保育		
子育てのための施設等利用給付	施設等利用給付	8. 幼稚園（従来型）		
		9. 特別支援学校		
		10. 預かり保育事業		
		11. 認可外保育施設等		
地域子ども・子育て支援事業		1. 時間外保育事業（延長保育事業）		
		2. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		
		3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
		4. 地域子育て支援拠点事業		
		5. 一時預かり事業		
		6. 病児・病後児保育事業		
		7. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）		
		8. 妊婦健診事業		
		9. 乳児家庭全戸訪問事業		
		10. 養育支援訪問事業		
		11. 利用者支援事業		
		12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業		
		13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業		

#### ■子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）を利用した場合に給付対象となっています。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となっています。

#### ■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。町が保護者に対して施設型給付費を支給しています。

#### ■地域型保育給付

当制度では定員が19人以下の保育事業について、町による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となっています。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4種類があります。

#### ■施設等利用給付

令和元年10月に実施された幼児教育・保育の無償化に伴い設けられた給付制度で、特定教育・保育施設ではない幼稚園（施設型給付費に係る施設として確認を受けずに従来通り運営を行う幼稚園）や特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等を利用する場合は、子育てのための施設等利用給付の対象となります。

#### ■地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

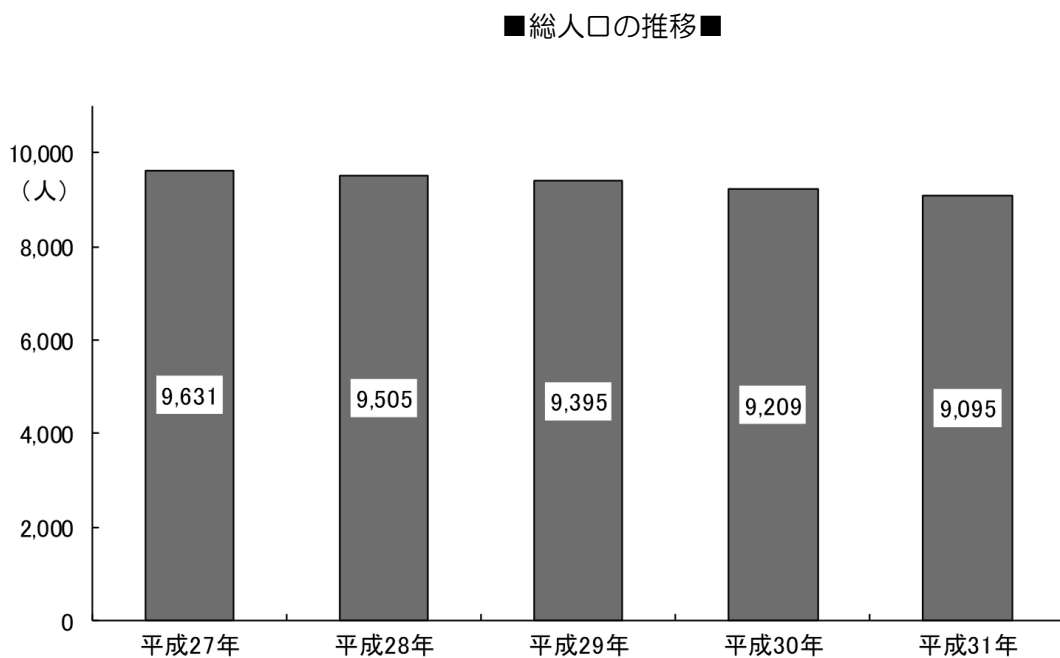
地域子ども・子育て支援事業は、新規事業を含め子ども・子育て支援法で13事業に定められています。また、町では必要に応じて13事業以外にも独自の施策を検討・実施していきます。

## 第2章 琴平町の子ども・子育てに関する現状と動向

### 1 人口、児童数に関する現状と動向

#### (1) 人口の推移

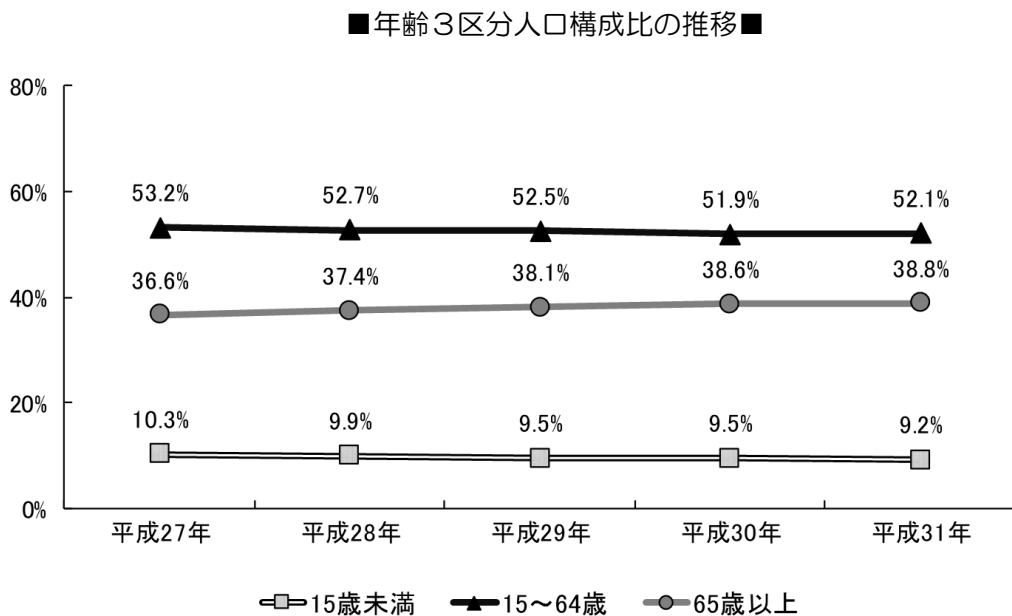
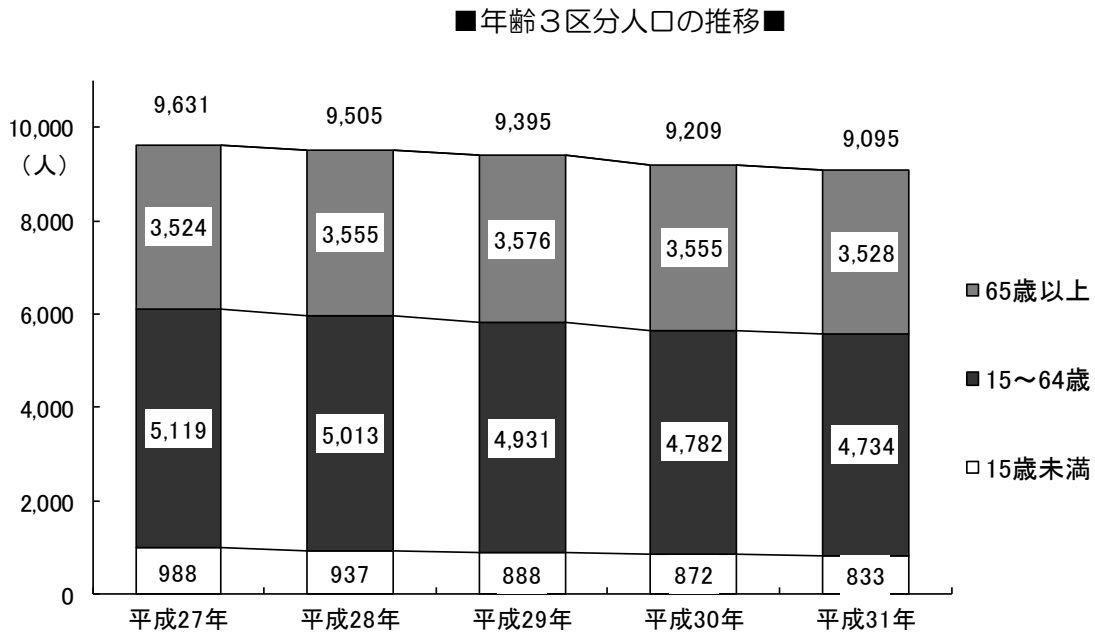
本町の総人口は年々減少している傾向が見てとれます。また、今後も人口はさらに減少すると予想され、少子化、人口減少対策が重要となってきます。



(資料：住民基本台帳 4月1日)

## (2) 年齢3区分人口の推移

人口を、15歳未満（年少人口）・15～64歳（生産年齢人口）・65歳以上（高齢者人口）の3区分で見ると、年少人口と生産年齢人口が年々減少しています。また、高齢者人口は増加していましたが、平成29年以降は減少に転じています。総人口に対する構成比を見ると、年少人口は低下する一方、高齢者人口は上昇が続いており、少子高齢化がさらに進んでいます。

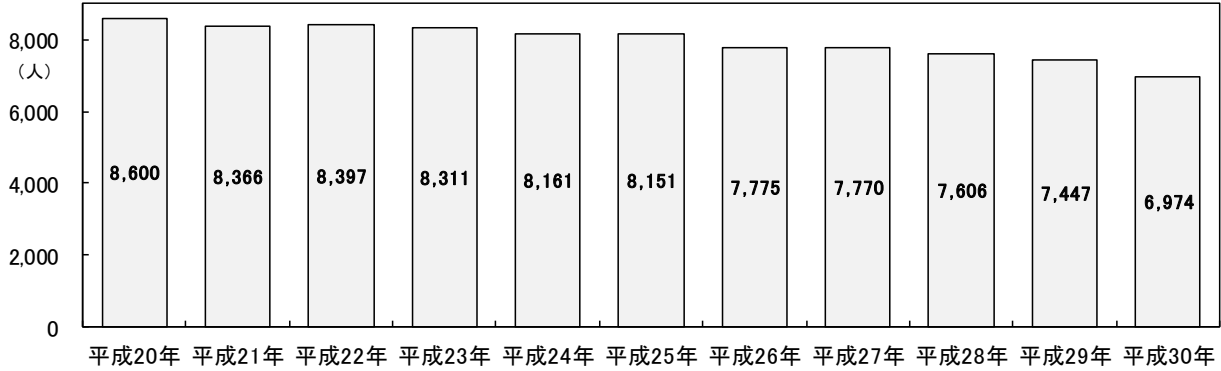


(資料：住民基本台帳 4月1日)

### (3) 出生数の推移

香川県の出生数は年々減少しており、今後も少子化が続くことが予想されます。

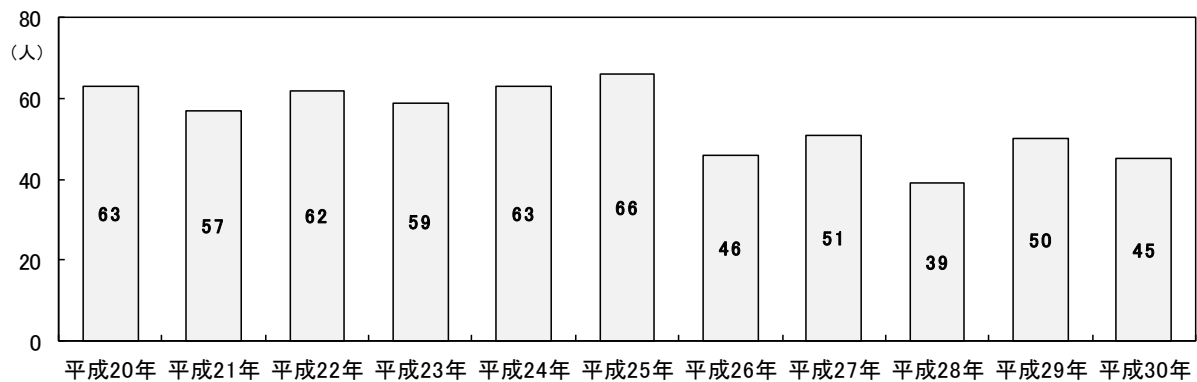
■香川県の出生数の推移■



(資料：人口動態調査 1月～12月)

県の出生数と比べ、本町の出生数は増減を繰り返しており、平成26年以降は約40人～50人の幅で推移しています。

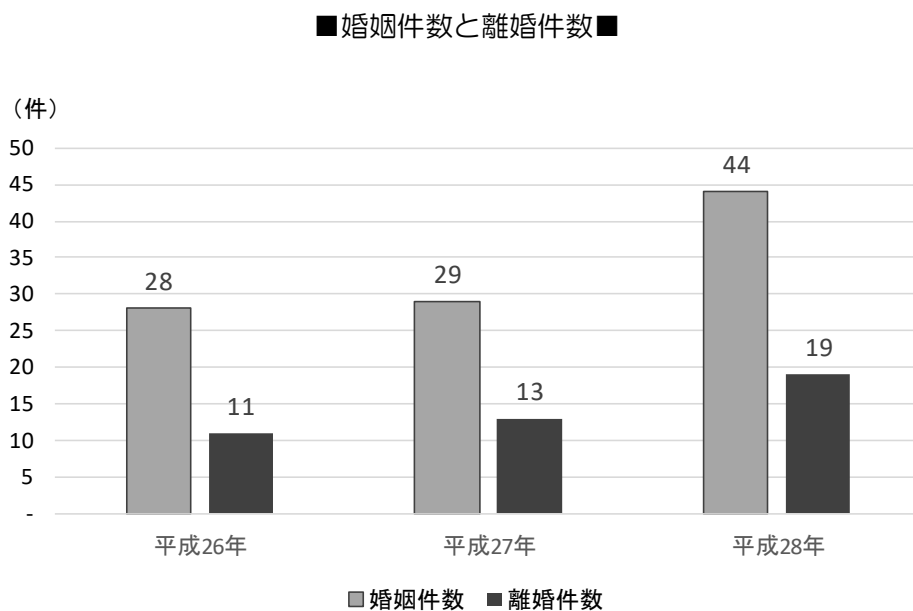
■琴平町の出生数の推移■



(資料：人口動態調査 1月～12月)

#### (4) 婚姻件数、離婚件数

本町の婚姻件数の状況は、平成28年には44件となっています。また、離婚件数は、近年は増加傾向であり、平成28年には19件となっています。



(資料：人口動態調査)

(5) 乳幼児・児童数

就学前児童数は、平成 30 年で増加するものの、基本的には平成 27 年の 361 人から年々減少しており、平成 31 年は 285 人となっています。また、小学生児童数も、平成 27 年の 390 人から年々減少し、平成 31 年には 359 人となっています。

乳幼児・児童数(人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	52	36	47	48	40
1 歳	64	55	37	45	48
2 歳	58	61	52	40	47
3 歳	53	59	60	52	40
4 歳	68	50	61	58	54
5 歳	66	66	49	65	56
小計	361	327	306	308	285
6 歳	61	63	63	48	59
7 歳	67	60	64	63	49
8 歳	64	68	59	64	61
9 歳	60	63	68	61	62
10 歳	65	61	64	67	60
11 歳	73	67	61	64	68
小計	390	382	379	367	359
合計	751	709	685	675	644

(住民基本台帳 4月1日)

(6) 児童人口の推計

平成27年から平成31年の男女別1歳ごとの人口（住民基本台帳）に基づいて、令和2年から令和6年の計画年の児童人口をコーホート変化率※により推計しました。

その結果によると、就学前人口、小学生人口ともに年々減少していくことが人口推計から予測されています。

推計児童数 (人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	38	38	36	34	34
1歳	41	39	39	37	35
2歳	49	42	40	40	38
3歳	47	49	42	40	40
4歳	40	47	49	42	40
5歳	54	39	46	48	41
小計	269	254	252	241	228
6歳	53	51	37	44	45
7歳	60	54	51	37	44
8歳	49	60	54	51	37
9歳	61	50	59	53	52
10歳	61	60	49	59	53
11歳	60	61	60	49	59
小計	344	336	310	293	290
合計	613	590	562	534	518
令和元年度比	95.2%	91.6%	87.3%	82.9%	80.4%

---

※コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



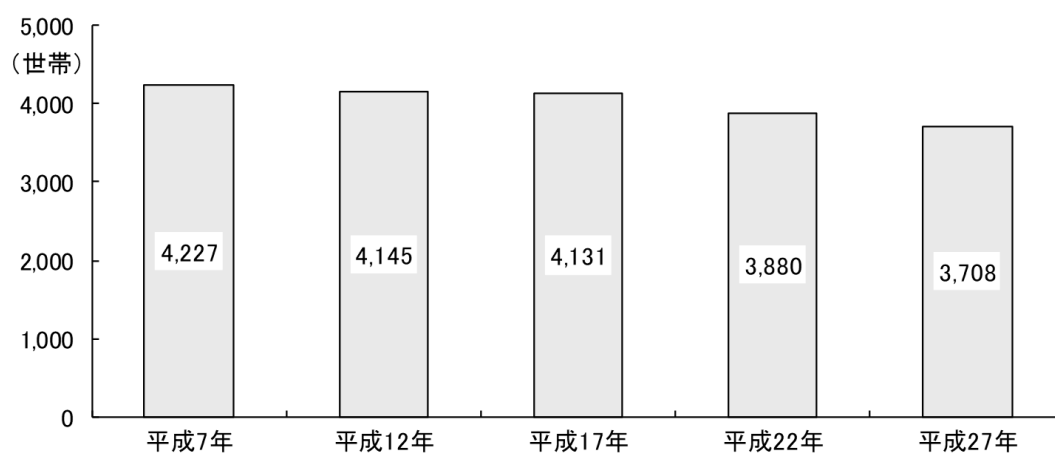
## 2 琴平町の世帯・就労に関する状況

---

### (1) 総世帯数に関する状況

琴平町の総世帯数は、年々減少しており、平成7年から平成27年の20年間に519世帯の減少となっています。

■世帯数の推移■

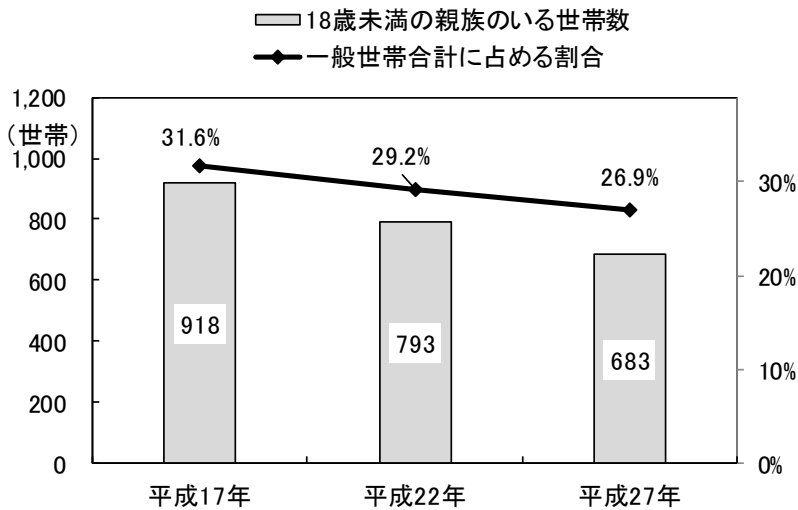
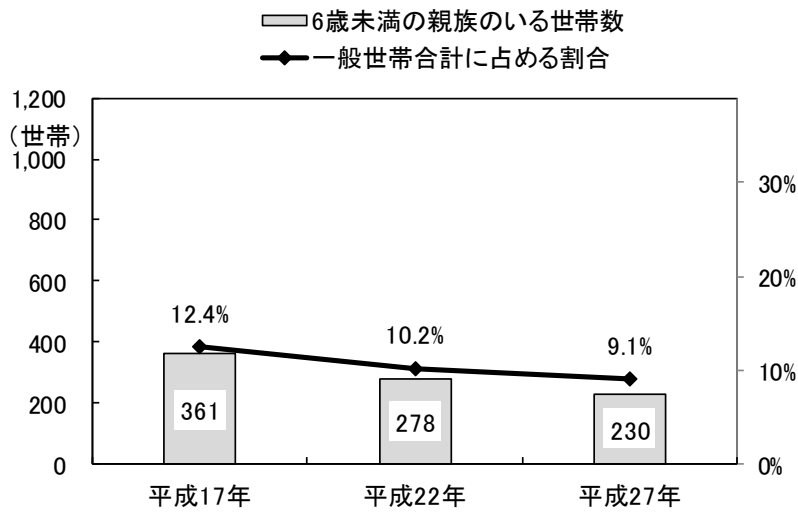


(資料：国勢調査)

(2) 子どもがいる世帯の状況

6歳未満の親族がいる世帯・18歳未満の親族がいる世帯はともに年々減少しており、平成27年には平成17年と比較し、6歳未満の親族がいる世帯については131世帯の減少、18歳未満の親族がいる世帯については235世帯の減少となっています。また、一般世帯（親族世帯）に占める割合についても、低下しています。

■ 6歳未満・18歳未満の親族のいる世帯・一般世帯に占める割合の推移

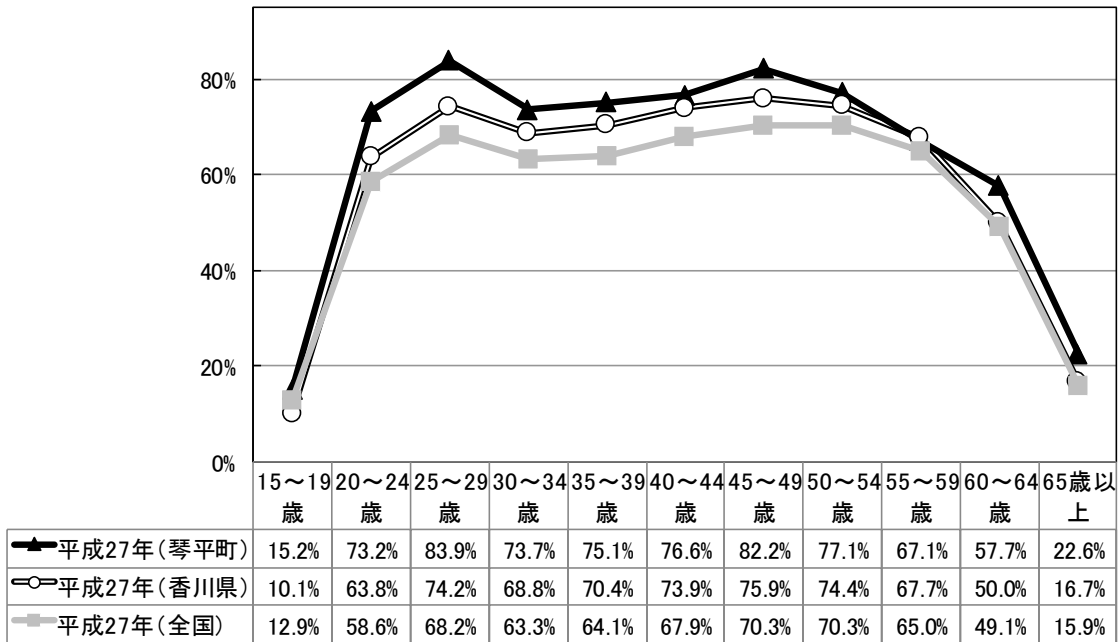


(資料：国勢調査)

(3) 女性の就労状況

琴平町の女性就業率（平成27年）を年齢5階級別に見ると、20～54歳までの年齢層で70%を超えており、特に25～29歳及び45～49歳の層では80%を超え、香川県や全国を上回っています。

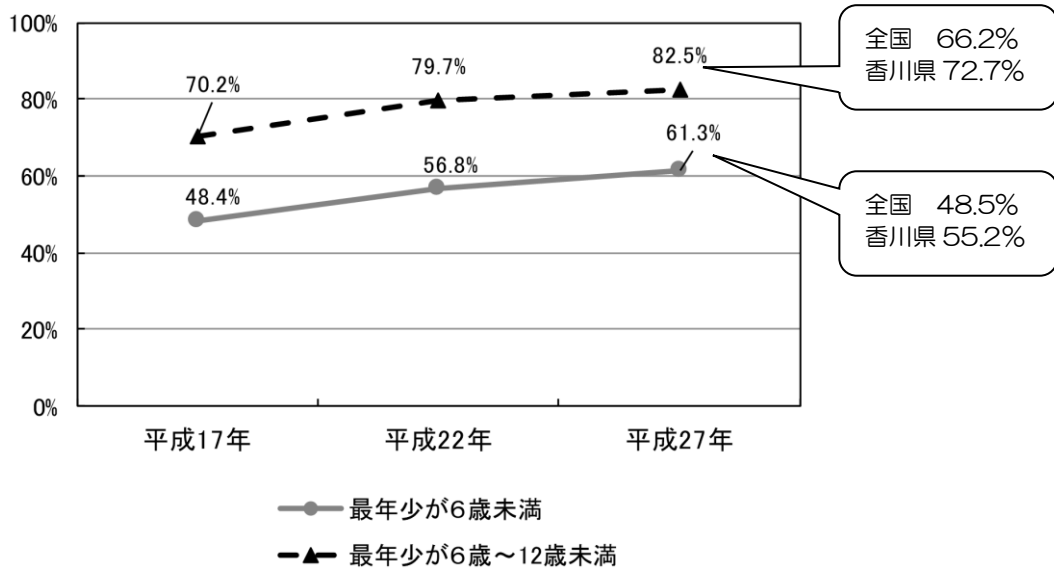
■ 琴平町の女性就業率 ■



(4) 子どもがいる家庭における共働き家庭の状況

琴平町の子どもがいる家庭における共働き家庭の割合は、最年少の子どもが6歳未満の家庭で61.3%、子どもが6～12歳未満の家庭で82.5%となっており、香川県・全国値を上回る結果となっています。また、平成22年と比較しても上昇しています。

子どものいる世帯数は減少していますが、その中で共働き家庭の割合は高くなっています。



(資料：国勢調査)

### 3 保育・教育施設の利用状況

#### (1) 保育の利用状況

本町には保育所は南保育所、北保育所、あかね保育園の3施設があり、令和元年度は156名の児童が保育所へ通っています。保育所と保育園全体での入所率は65.0%となっています。

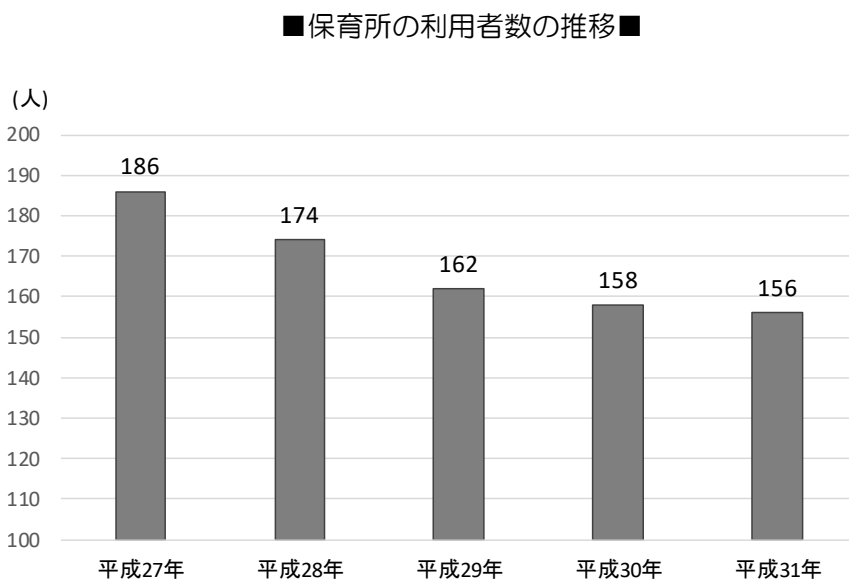
H31.4.1 現在

施設名	定員数 (人)	入園児数 (人)	入所率 (%)
南保育所	90	38	42.2
北保育所	60	40	66.7
あかね保育園	90	78	86.7
合計	240	156	65.0

(資料：子ども・保健課)

#### (2) 保育所の利用者数の推移

保育所の利用者数は、近年は減少が続いており、平成30年、31年と150人台で推移しています。



(資料：子ども・保健課)

(3) 保育所の利用者の年齢構成

保育所利用者の年齢構成は下表のようになっています。

利用者数 (人)		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
保育所 (4/1 現在)	0 歳	9	9	7	6	4
	1 歳	34	28	22	33	28
	2 歳	41	43	35	27	36
	3 歳	29	38	43	28	26
	4 歳	47	21	38	33	28
	5 歳	26	35	17	31	34
	計	186	174	162	158	156

(資料：子ども・保健課)

(4) 幼稚園の利用状況

本町には幼稚園は南幼稚園、北幼稚園の2施設があり、令和元年度は55名の児童が幼稚園へ通っています。南幼稚園の入所率が23.8%、北幼稚園の入所率が28.6%、幼稚園全体の入所率が26.2%となっており、十分に余裕のある運営状況となっています。

R元.5.1 現在

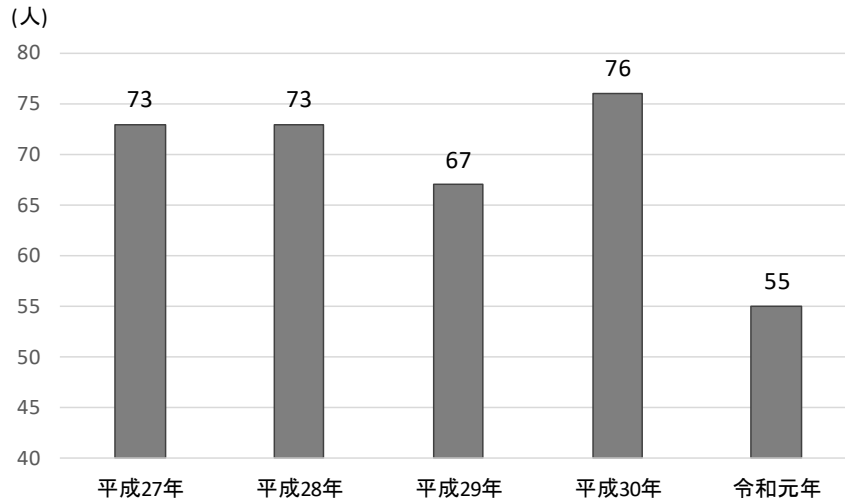
施設名	定員数 (人)	入園児数 (人)	入所率 (%)
南幼稚園	105	25	23.8
北幼稚園	105	30	28.6
合計	210	55	26.2

(資料：教育委員会)

(5) 幼稚園の利用者数の推移

近年の幼稚園利用者は増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、平成 30 年には 76 人と増加しましたが、令和元年には 55 人に減少しています。幼稚園全体の入所率は 26.2%と余裕があり、さらなる利用者の増加に対応できる環境になっています。

■幼稚園の利用者数の推移■



(資料:教育委員会)

(6) 幼稚園の利用者の年齢構成

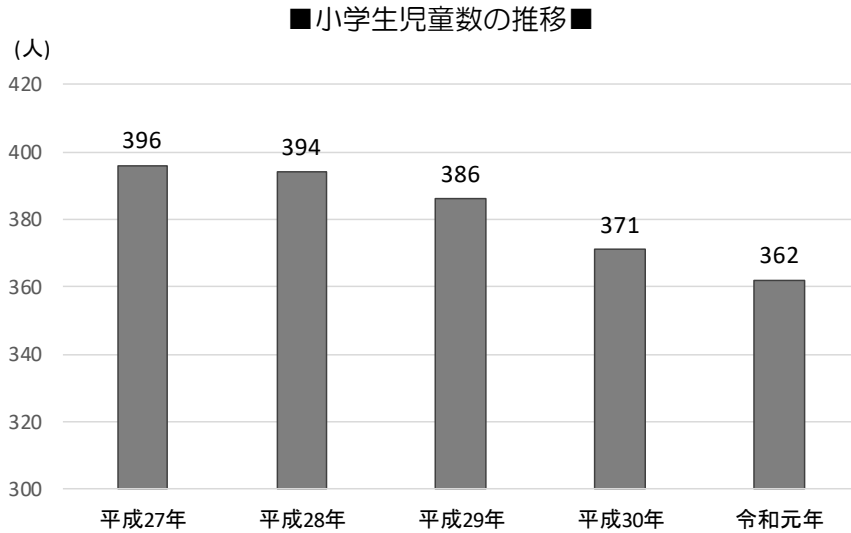
幼稚園利用者の年齢構成は下表のようになっています。

利用者数 (人)		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
幼稚園 (5/1 現在)	3 歳	16	16	17	22	9
	4 歳	20	26	21	22	24
	5 歳	37	31	29	32	22
	計	73	73	67	76	55

(資料:教育委員会)

(7) 小学生児童数の推移

町内には琴平小学校、榎井小学校、象郷小学校の3つの小学校があり、近年の小学生児童の推移は次のようになっており、年々児童数が減少し、少子化が進んでいることが見てとれます。



(資料：教育委員会)

(8) 小学校の児童構成

小学校の児童構成は下表のようになっています。

利用者数 (人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
1 年	61	62	62	46	59
2 年	64	61	62	61	46
3 年	65	65	61	62	62
4 年	59	65	63	62	60
5 年	65	60	65	64	61
6 年	72	67	60	64	65
特別支援教室児童数	10	14	13	12	9
計	396	394	386	371	362

(資料：教育委員会)



## 4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

---

子ども・子育て支援法に基づく制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

1. 時間外保育事業（延長保育事業）
2. 子育て短期支援事業
3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
4. 地域子育て支援拠点事業
5. 一時預かり事業
6. 病児・病後児保育事業
7. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
8. 妊婦健診事業
9. 乳児家庭全戸訪問事業
10. 養育支援訪問事業
11. 利用者支援事業
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

本町の地域子ども・子育て支援事業等の実施状況は下表のようになっています。

町として現在実施していない事業、また新規事業に関しては、今後の町の子育て事情を踏まえながら、適宜実施を図っていきます。

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
時間外保育事業	延べ利用者数	0	18	20	7	—
子育て短期支援事業 (シヨートステイ事業)	延べ利用者数	0	0	0	0	0
放課後子ども教室推進事業	登録者数	267	247	250	242	244
放課後児童健全育成事業	登録者数	26	48	73	76	90
地域子育て支援拠点事業	延べ利用者数	94	99	63	43	—
一時預かり事業① (幼稚園における在園児を対象 とした預かり保育) 1号認定	延べ利用者数	4,803	4,833	4,088	5,654	—
一時預かり事業② (幼稚園における在園児を対象 とした預かり保育) 2号認定	延べ利用者数	—	—	—	—	—
一時預かり事業③ (上記以外)	延べ利用者数	46	104	38	67	—
病児・病後児保育事業	延べ利用者数	2	0	1	9	—
ファミリー・サポート・セン ター事業(就学児を含む)	依頼会員数 提供会員数 両方会員数	—	—	—	—	—
妊婦健診事業	実人数	38	56	43	49	—
乳児家庭全戸訪問事業	実人数	46	40	52	41	—
養育支援訪問事業	実人数	26	16	69	30	—
児童家庭相談	延べ利用者数	2	2	8	12	14
幼児・親子教室	延べ利用者数	418	326	524	468	400

(資料：子ども・保健課・生涯教育課)

## 5 ニーズ調査結果から見た子育てに関する現状と意向

---

### 《ニーズ調査の目的》

「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、町民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見等を把握するために、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

### 調査設計

- (1) 調査地域 琴平町内
- (2) 調査対象 ①就学前児童調査 町内に在住の0～5歳の未就学児童 245人  
②小学校児童調査 町内に在住の小学校1～3年生の児童 167人
- (3) 有効回収数 ①就学前児童調査 210人（回収率 85.7%）  
②小学校児童調査 114人（回収率 68.3%）  
※有効回収数とは、回収数の内、無記入や拒否等の無効票数を除いた数
- (4) 調査方法 ①就学前児童調査 保育所（園）・幼稚園において配布・回収又は  
（施設に通所していない児童は）郵送配布・郵送回収  
②小学校児童調査 学校において配布・回収
- (5) 調査期間 平成30年12月1日～12月7日
- (6) グラフの表記に（n）が出てきますが、該当する質問に対する回答者数のことです。

## 《二一ズ調査の結果》

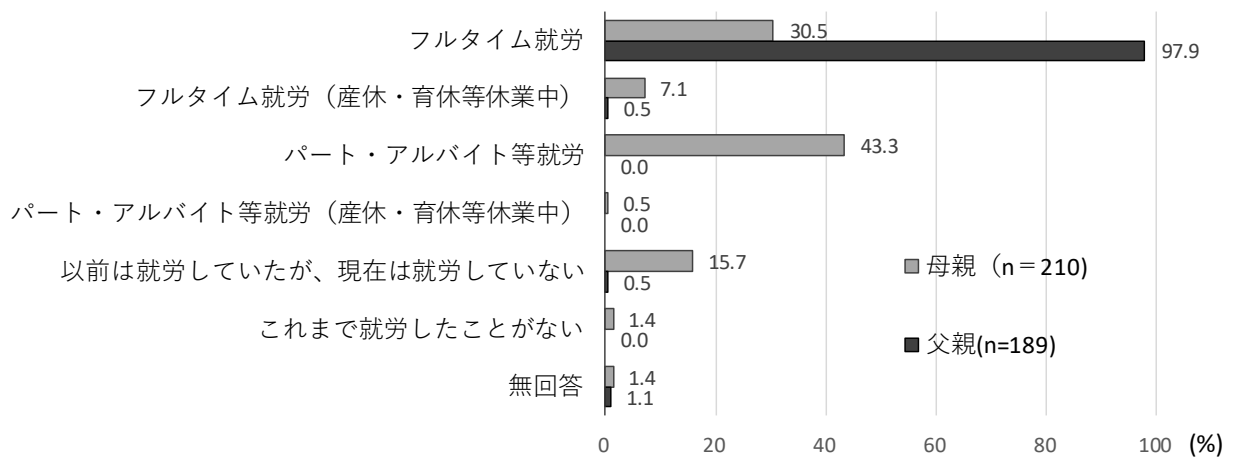
### 【就学前児童調査】

#### ■保護者の就労状況について

##### (1) 母親・父親の現在の就労状況

母親の現在の就労状況については、「パート・アルバイト等就労」が最も多く 43.3%、次いで「フルタイム就労」が 30.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 15.7%と続きます。

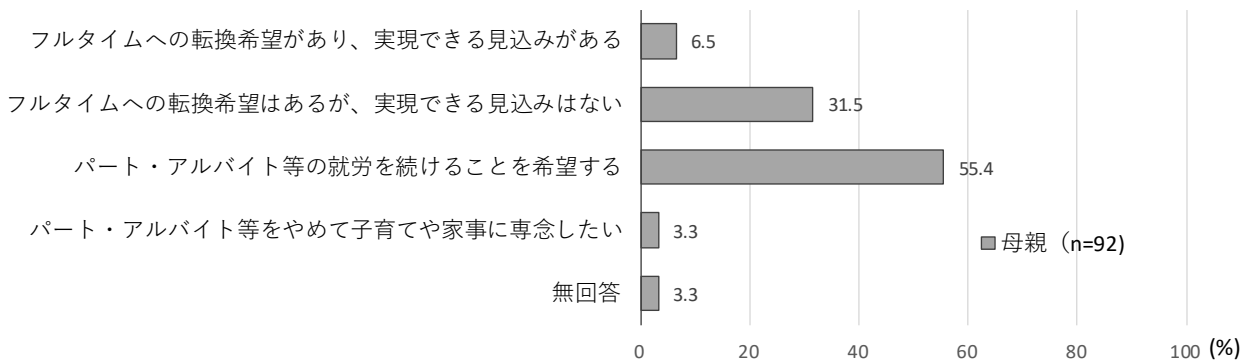
父親の現在の就労状況については、「フルタイム就労」が 97.9%と大多数を占め最も多くなっています。父親が主に就労し、母親はフルタイム就労ではなくパートタイム就労等を選択し、子育てや家事を主に担う様子がうかがえます。



## (2) 母親についてのフルタイムへの転換希望

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望については、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する」が55.4%と最も多くなっていますが、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」(6.5%)と「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」(31.5%)を合わせると、パート・アルバイト等で就労している母親の4割弱がフルタイムへの転換を希望しているとの結果となっています。

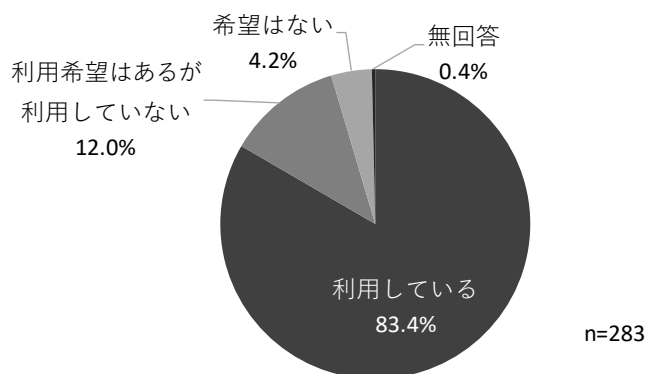
父親については、パート・アルバイト等で就労している、という設問の該当者にあたる人がいませんでした。



■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

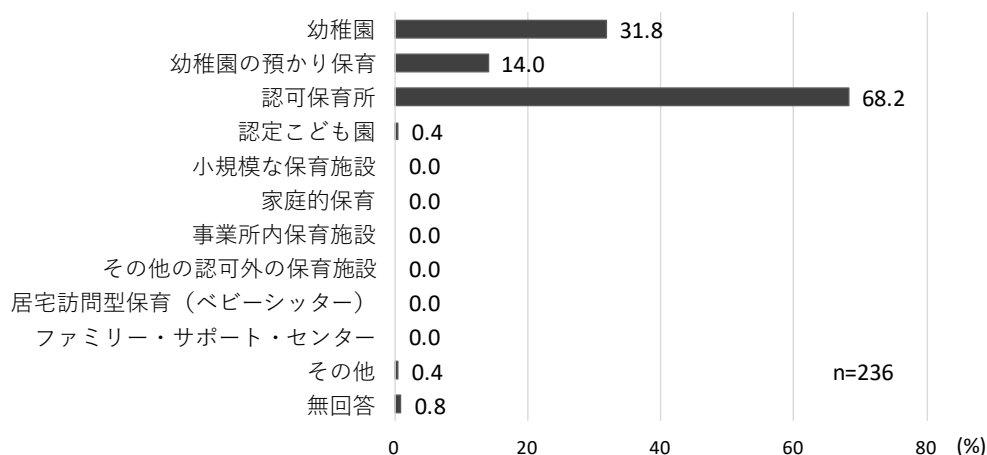
(1) 平日の「定期的な教育・保育事業」の利用の有無

お子さんの平日の「定期的な教育・保育事業」の利用の有無については、「利用している」が83.4%となっており、「利用希望はあるが利用していない」(12.0%)及び「希望はない」(4.2%)を大きく上回る結果となっています。



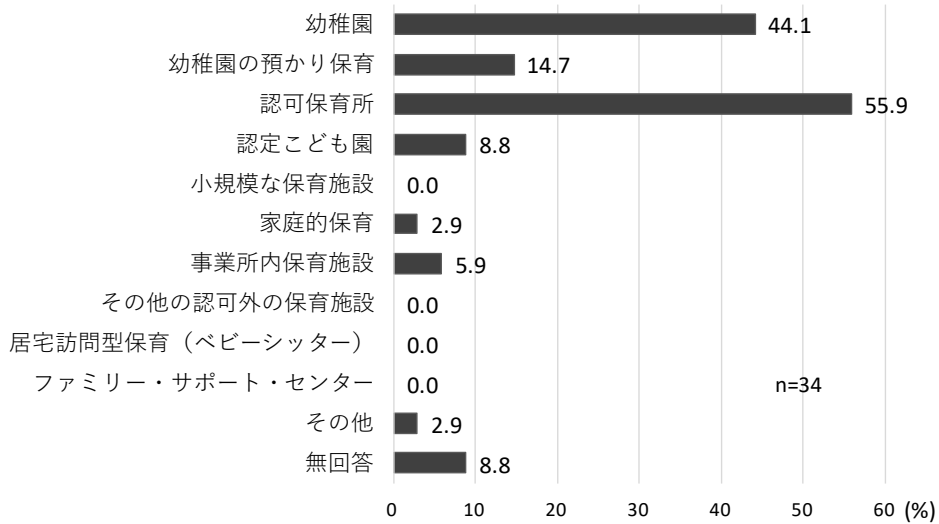
(2) 現在利用している教育・保育事業

現在利用している事業については、「認可保育所」が68.2%と大半を占め最も多く、次いで「幼稚園」(31.8%)、「幼稚園の預かり保育」(14.0%)の順となっています。



### (3) 今後利用したい教育・保育事業

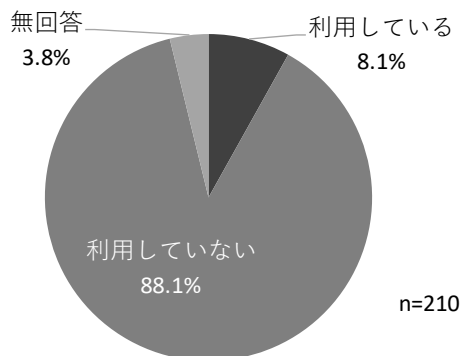
今後利用したい事業については、「認可保育所」が55.9%と最も多く、次いで「幼稚園」(44.1%)、「幼稚園の預かり保育」(14.7%)の順となっています。



### ■地域の子育て支援事業の利用状況について

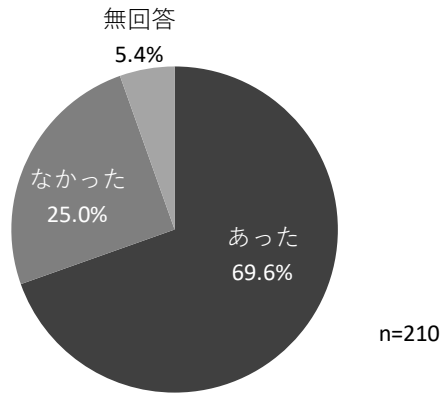
#### (1) 「地域子育て支援拠点施設」の利用の有無

地域子育て支援拠点施設の利用の有無については、「利用していない」が88.1%となっており、「利用している」(8.1%)を大きく上回る結果となっています。



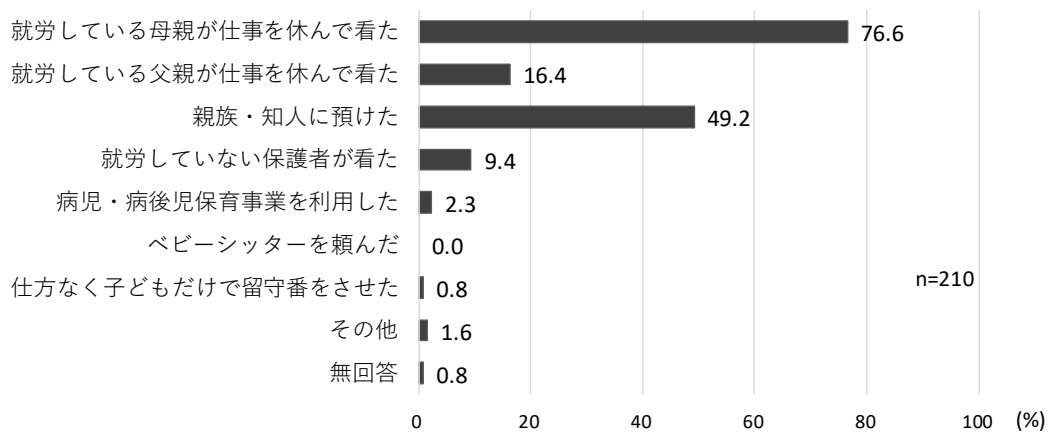
(2) お子さんが病気の際、特別な対応をとる必要性の有無

この1年間に子どもが病気やケガで平日の教育・保育が利用できず、特別な対応をとる必要性の有無については、「あった」が69.6%と7割近くを占め、「なかった」(25.0%)を大きく上回る結果となっています。



(3) お子さんが病気の際、この1年間に行った対処方法

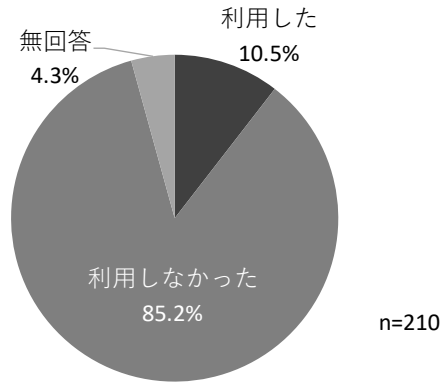
この1年間に行った対処方法については、「就労している母親が仕事を休んで見た」が76.6%と最も多く、次いで「親族・知人に預けた」(49.2%)となっています。





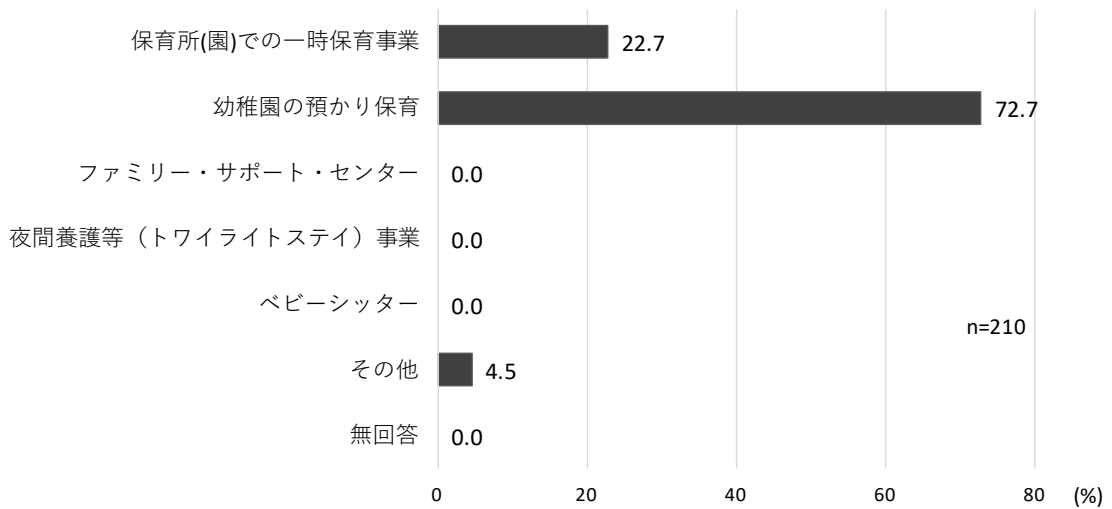
(4) 不定期の教育・保育事業の利用の有無（一時預かり）

不定期の教育・保育事業の利用の有無については、「利用しなかった」（85.2%）が大半を占めています。



(5) 不定期に利用した教育・保育事業

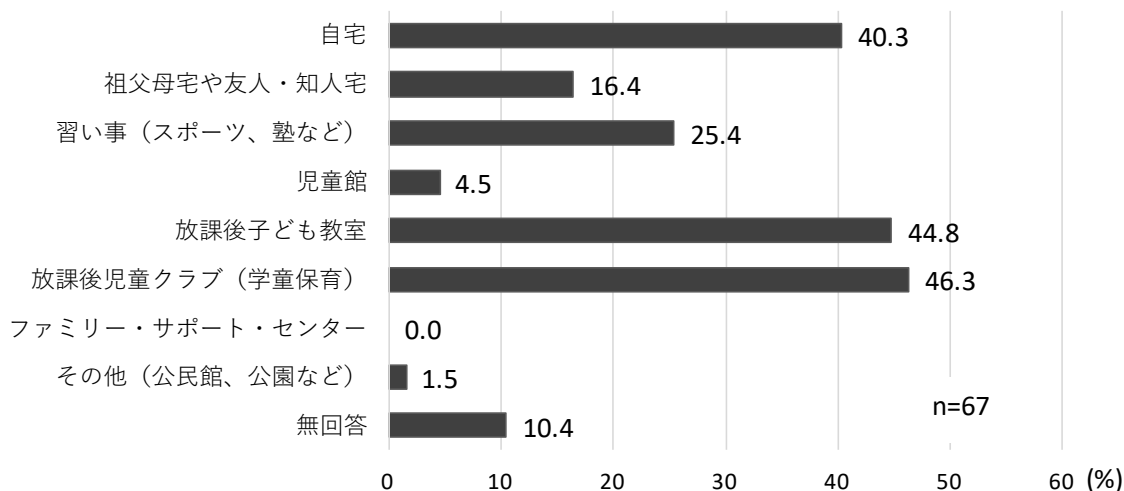
不定期に利用した教育・保育事業については、「幼稚園の預かり保育」が72.7%と最も多く、次いで「保育所（園）での一時保育事業」（22.7%）となっています。



■お子さんの小学校就学後の放課後の過ごし方について

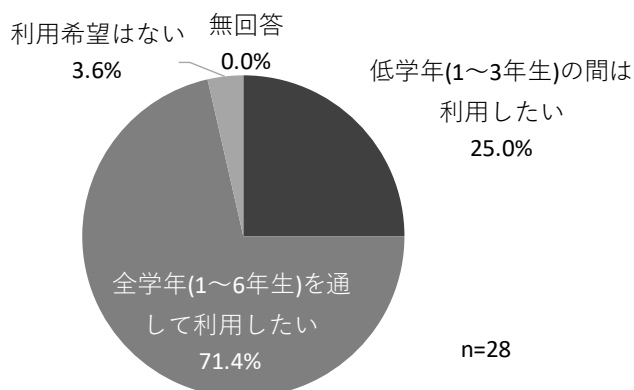
(1) 放課後を過ごさせたい場所（低学年時）

低学年時に、放課後を過ごさせたい場所については、「放課後児童クラブ（学童クラブ）」が 46.3%と最も多く、次いで「放課後子ども教室」（44.8%）、「自宅」（40.3%）の順となっています。



(2) 長期休暇中（夏休み・冬休み等）における放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望

長期休暇中（夏休み・冬休み等）における放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望については、「全学年（1～6年生）を通して利用したい」が 71.4%と半数を超えており、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」は 25.0%となっています。

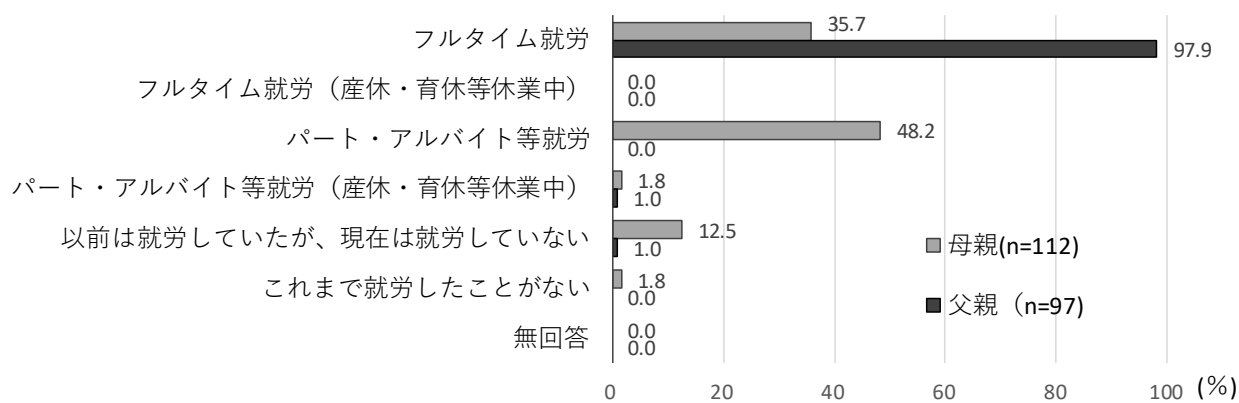


## 【小学校児童調査】

### ■保護者の就労状況について

母親の現在の就労状況については、「パート・アルバイト等で就労」が48.2%と最も多くなっており、それに次いで多い「フルタイム就労」(35.7%)と合わせると8割以上(83.9%)が就労していることが分かります。

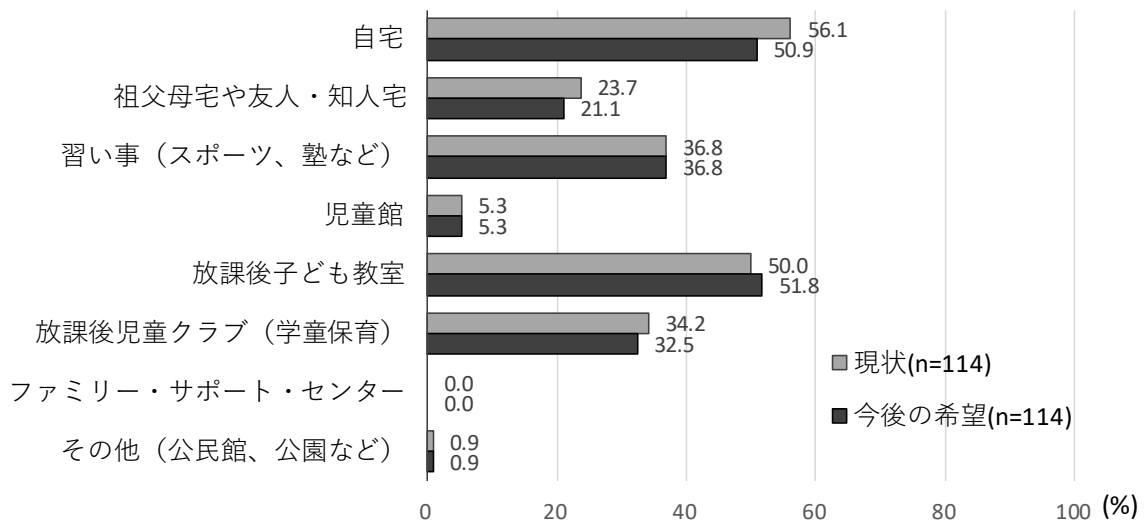
父親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労」が97.9%と大多数を占め最も多くなっており、その他の回答はあまり見られませんでした。



■お子さんの放課後の過ごし方について（放課後を過ごしている場所・過ごしたい場所）

現在、放課後を過ごしている場所については、「自宅」が56.1%と最も多く、次いで「放課後子ども教室」（50.0%）、「習い事（スポーツ、塾など）」（36.8%）の順となっています。

今後、放課後を過ごしたい場所については、「放課後子ども教室」が51.8%と最も多く、次いで「自宅」（50.9%）、「習い事（スポーツ、塾など）」（36.8%）の順となっています。

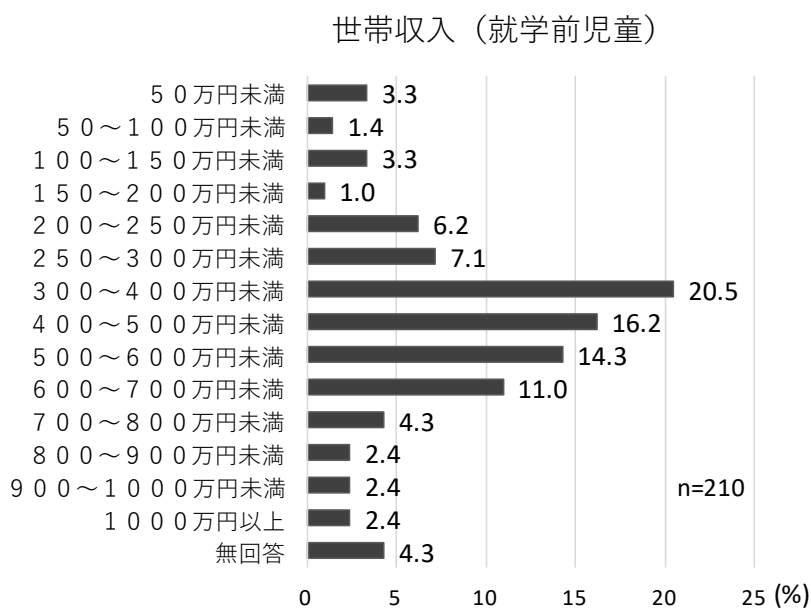


## ■家庭の世帯収入について

### (1) 就学前児童のいる家庭の世帯収入

最も割合が高いカテゴリーは「300～400万円未満」で20.5%となっています。

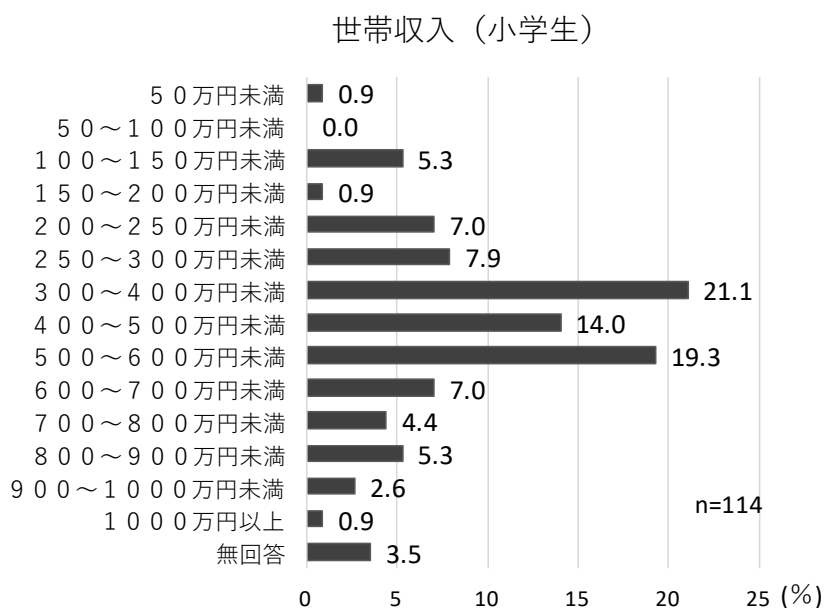
300万円未満のカテゴリーを合計（50万未満～300万円未満）すると、22.3%となっています。



### (2) 小学生のいる家庭の世帯収入

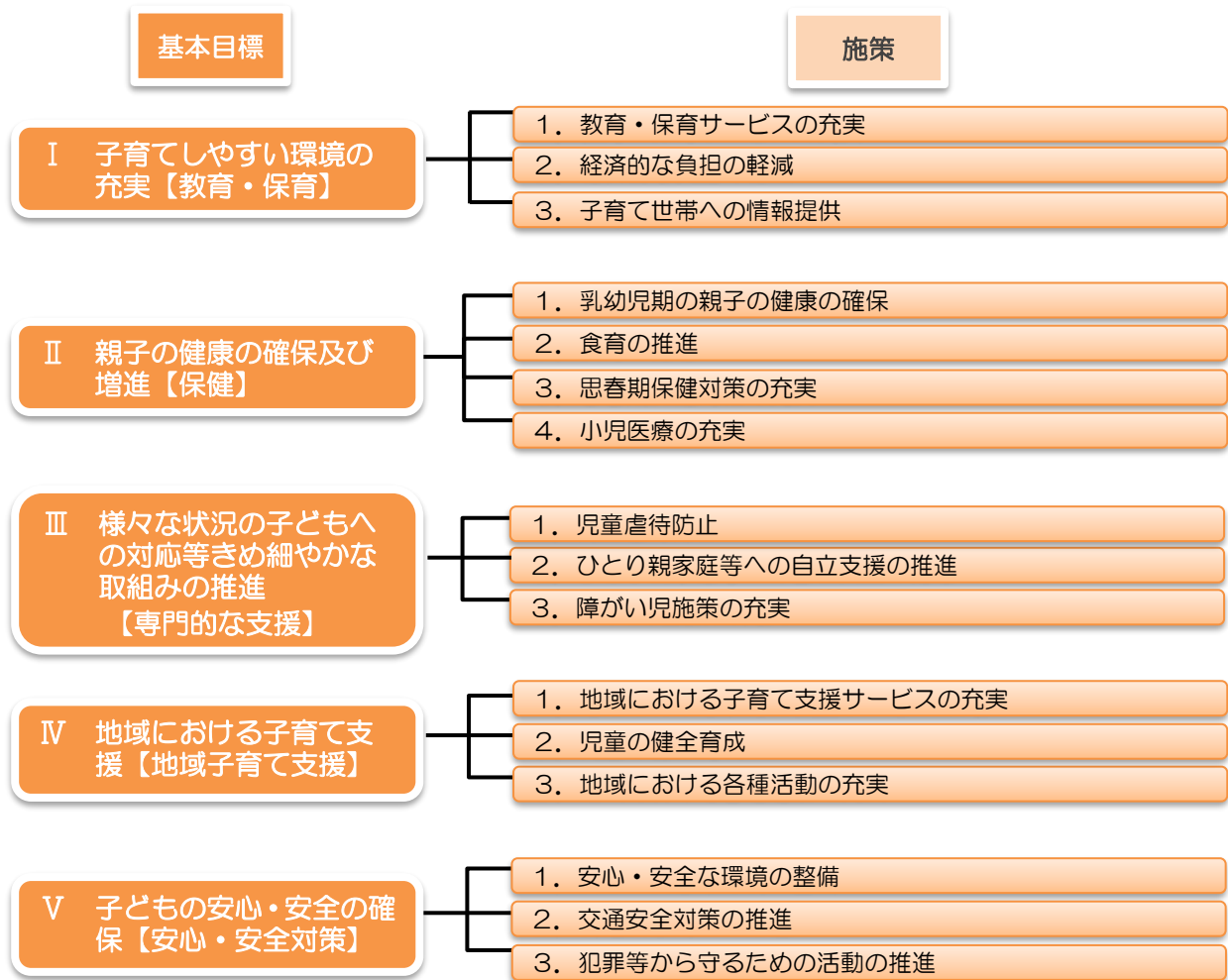
最も割合が高いカテゴリーは「300～400万円未満」で21.1%となっています。

300万円未満のカテゴリーを合計（50万未満～300万円未満）すると、22.0%となっています。



# 第3章 第1期琴平町子ども・子育て支援事業計画の総括

## 1 第1期琴平町子ども子育て支援事業計画の目標と施策



## 2 第1期琴平町子ども・子育て支援事業計画の評価と課題

第1期琴平町子ども・子育て支援事業計画の推進状況を各担当課で点検・評価し、課題について検討を行いました。以下、基本目標ごとに、その評価と課題のまとめを記載しています。

### 【基本目標1】 子育てしやすい環境の充実【教育・保育】

基本目標1の16施策のうち「順調」は14、「やや順調」は1、「不調」は1となっています。「不調」と評価されたのは、「一時保育」の施策となっています。

評価	施策数	割合
順調	14	87.5%
やや順調	1	6.3%
やや不調	0	0%
不調	1	6.3%
未実施・廃止	0	0%

今後の方針	施策数	割合
継続	16	100%
廃止	0	0%

#### ◆課題

- ・一時保育事業については、保育士の確保ができず一時休止しています。保育士の確保ができるよう各種調整を図り、子育て世帯のニーズに応えられる受け入れ体制が求められています。
- ・放課後児童クラブについては、町内3小学校で実施していますが、夏休み等、長期休暇中の職員確保が課題となっています。
- ・「子育て世代包括支援センター」が開設されたことに伴い、子育て世代が各種支援をより利用しやすくなるよう、広く周知することが求められています。

### 【基本目標2】 親子の健康の確保及び増進【保健】

基本目標2の17施策のうち「順調」は16、「未実施・廃止」は1となっています。「未実施・廃止」と評価されたのは、「育児サークル支援」の施策となっています。

評価	施策数	割合
順調	16	94.1%
やや順調	0	0%
やや不調	0	0%
不調	0	0%
未実施・廃止	1	5.9%

今後の方針	施策数	割合
継続	17	100%
廃止	0	0%

#### ◆課題

- ・育児サークル支援事業については、現在実施できていないため、本来の趣旨を確認しながら事業のあり方の再検討が求められています。
- ・スクールカウンセラー事業については、現状を継続できるように、県への要望が必要です。
- ・小児医療救急電話相談事業については、県事業であるため、今後も継続して事業を行ってもらうよう、県への要望が必要です。

【基本目標3】 様々な状況の子どもへの対応等きめ細やかな取組みの推進【専門的な支援】

基本目標3の15施策のうち「順調」は11、「やや順調」2、「やや不調」2となっています。「やや不調」と評価されたのは、「要保護児童対策地域協議会の開催」「父子母子家庭等福祉相談」の2施策となっています。

評価	施策数	割合
順調	11	73.3%
やや順調	2	13.3%
やや不調	2	13.3%
不調	0	0%
未実施・廃止	0	0%

今後の方針	施策数	割合
継続	15	100%
廃止	0	0%

◆課題

- ・要保護児童対策地域協議会については、個別のケースについての対応はできていますが、協議会そのものの開催ができていません。来年度以降の開催に向けて体制を整えていく必要があります。
- ・ひとり親家庭等医療費助成については、県の補助制度があり、今後も継続実施、補助率の拡充等を県に要望していきます。
- ・父子母子家庭等福祉相談については、体制を確保しているものの利用者がいませんでした。今後も情報提供に努めるとともに、相談等があれば、家庭自立支援給付事業等の必要な情報提供を行い、自立支援員の紹介や相談場所の提供等必要な支援を行うことが求められています。
- ・重度心身障がい者等医療費助成制度については、県の補助制度があり、今後も継続実施や補助率の拡充等を県に要望するとともに、4級の身体障がい者手帳を交付されている方についても県費補助の対象となるよう要望していく必要があります。
- ・障がい児教育・保育については、特別支援教育支援員の求人に対して、応募者が少なく、すぐに人員確保ができないケースがあるため、応募者を増やす取組みが必要となっています。

【基本目標4】 地域における子育て支援【地域子育て支援】

基本目標4の11施策のうち「順調」は8、「不調」1、「未実施・廃止」2となっています。「不調」と評価されたのは「ジュニアリーダー育成事業」、「未実施・廃止」は「児童館活動」「ゆうゆうクラブ」の2施策となっています。

評価	施策数	割合
順調	8	72.7%
やや順調	0	0%
やや不調	0	0%
不調	1	9.1%
未実施・廃止	2	18.2%

今後の方針	施策数	割合
継続	9	81.8%
廃止	2	18.2%



◆課題

- 児童館事業については、放課後児童クラブの充実により利用者が減少しているため、廃止する予定です。
- ジュニアリーダー育成事業については、年々ジュニアリーダーの人数が減少してきています。今後もジュニアリーダーの育成が求められています。
- スクールソーシャルワーカー事業については、安定的に事業が運営できるよう、継続して人員確保が課題となっています。
- ゆうゆうクラブについては、放課後児童クラブによりこれまでのニーズに対応できるとし、すでに事業としては廃止されています。

【基本目標5】 子どもの安心・安全の確保【安心・安全対策】

基本目標5の10施策のうち「順調」は9、「やや順調」は1となっています。今後の方針としては全ての施策が「継続」予定です。

評価	施策数	割合
順調	9	90.0%
やや順調	1	10.0%
やや不調	0	0%
不調	0	0%
未実施・廃止	0	0%

今後の方針	施策数	割合
継続	10	100.0%
廃止	0	0%

◆課題

- 「公共施設のバリアフリー化等の促進」では、公共施設の新設・増設・改築等の際に子育てに配慮した施設の整備を行うことになっており、計画期間中には、琴平中学校については令和元年度末に竣工予定です。その他、町内公立施設に関しては、平成31年3月に策定した琴平町個別施設計画により今後の方針案はできましたが、予算等の都合もあり、現在実施検討中となっています。

## 第4章 計画の基本的な考え

### 1 子ども・子育て支援の意義

---

計画を推進するにあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の子ども・子育て支援の意義を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、全ての子どもや子育て家庭（障がい、疾病、虐待、貧困等社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含む。）を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

#### 【子どもの育ちに関する理念】

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障します。

#### 【子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義】

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を行います。

妊娠、出産期を含め、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

#### 【社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割】

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

## 2 子ども・子育て支援事業計画の基本理念

本計画では、琴平町次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぐものとしています。

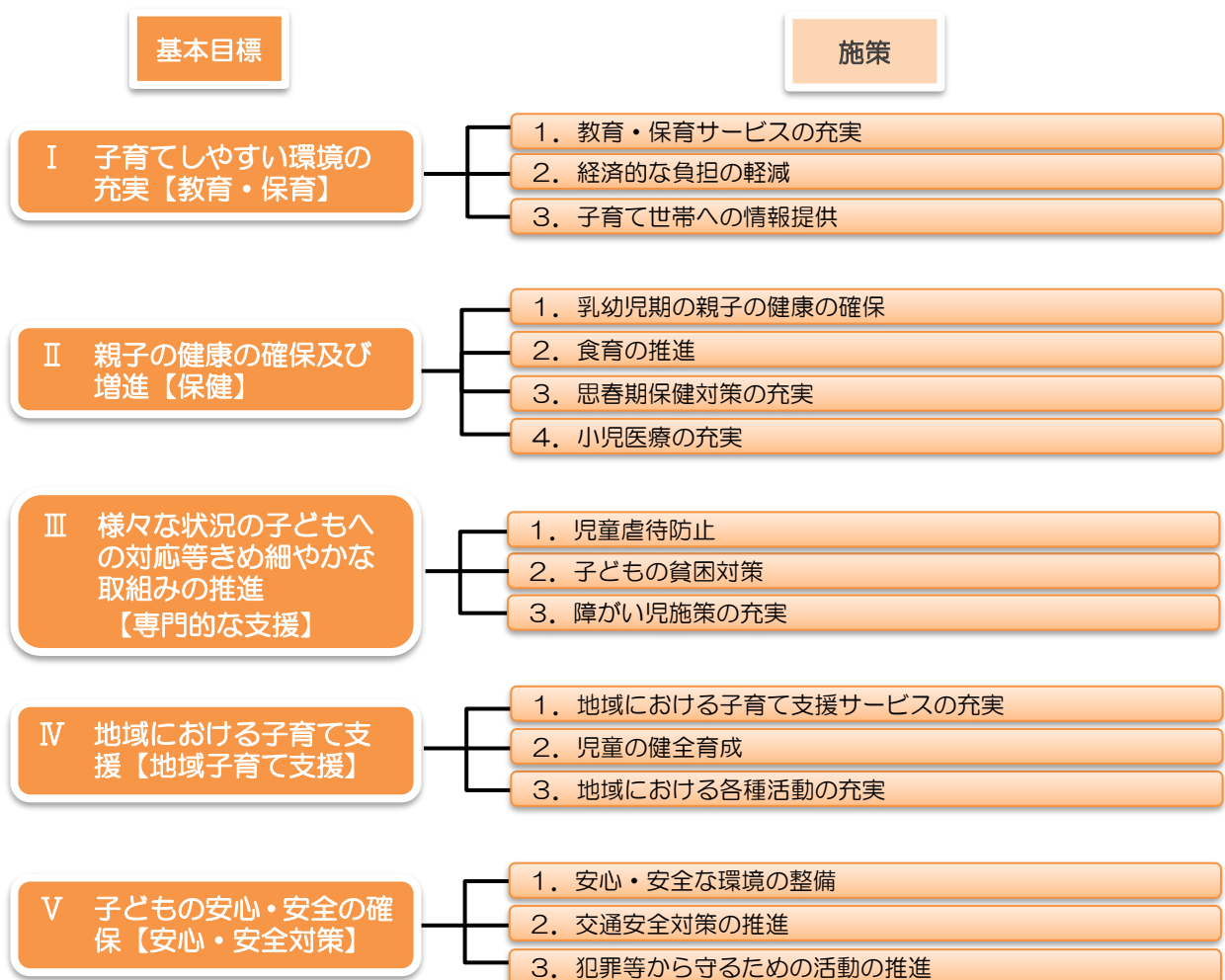
次世代育成支援行動計画の理念を踏まえ、全ての子どもに良質な育成環境を保障するため、家庭、行政、地域等社会全体で子育て支援の取組みを進めていきます。

### 【基本理念】

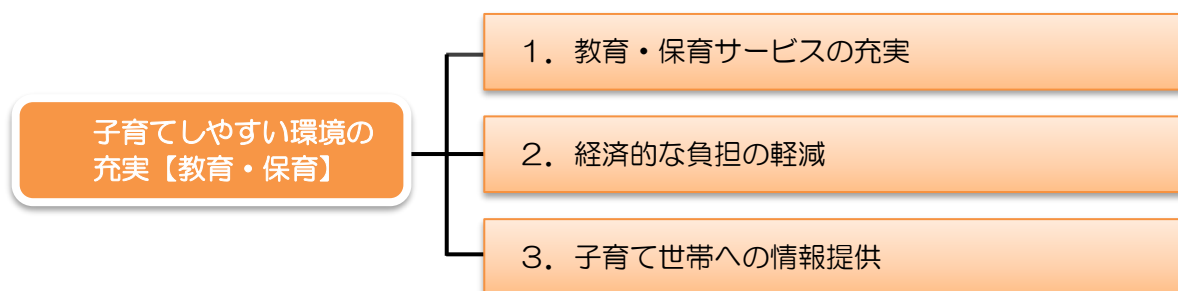
将来を担う子どもたちを健やかに産み育てるまち

## 3 基本目標と分野別施策の展開

基本理念を実現するための基本目標と主要施策を示します。



## I 子育てしやすい環境の充実【教育・保育】



### 施策1 教育・保育サービスの充実

施策	具体的な内容
保幼小での外国語活動	児童生徒の基本的な英語の習得と異文化理解を目的として、保育所・幼稚園・小学校にALT（外国人講師）の派遣を実施します。
教育環境づくり	適切な学校運営や学校行事を行っていくために、学校評議員制度を活用して地域住民の意見が反映できるよう努めます。
職場体験事業	中学生にいろいろな職場を体験してもらい、次代を担っていくための資質の向上を図るため、中学2年生を対象に、年1回2日間実施しています。 保育所・幼稚園では、乳幼児とふれあう機会を通じて命の大切さを学ぶとともに、各種企業での職場体験では、社会を担う大変さを学んでいます。
保幼小の連携	小学校に入学したばかりの児童が授業中にじっと座っていられなかったり、集団行動ができない症状が数ヶ月続く、いわゆる小1プロブレムへの対応について、就学前時期に協議する等、保幼小の各職員が連携して対策を図ります。
幼児教育・保育の質の向上	保育士・幼稚園教諭等が、研修等で教育・保育に関する専門的な知識を得る機会を設け、幼児教育・保育の質の向上に努めます。
外国につながる幼児への支援	海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることから、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、必要な支援を実施していきます。

施策	具体的な内容
延長保育	<p>保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、通常の保育時間である 11 時間を延長して保育を実施しています。</p> <p>社会福祉法人あかね保育園に委託、30 分延長（受益者負担有）。共働きの子育て家庭には必要なサービスと考えているため、今後も、サービスの現状維持に努めていきます。</p>
一時保育	<p>保護者のパート就労や疾病、出産、子育てからのリフレッシュ等、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所で預かります。</p> <p>南保育所において実施しています。事業が継続して実施できるよう、保育士の確保に努めるとともに、一時保育の運営方法の見直しを検討していきます。</p>
病児・病後児保育事業	<p>病中又は病後で保育所での集団保育はできないが、保護者が仕事を休めないといった場合等に医療機関や保育所に併設した専用の施設で預かるものです。近隣の市における病児・病後児保育施設において、受け入れが行われています。</p> <p>施設を利用する第 3 子以降 3 歳未満の児童を対象に利用料の無料化事業を実施していきます。</p>
幼稚園の預かり保育	<p>幼稚園において、保育終了後や長期休業中に、保護者の就労により家庭において保育ができない幼児の預かりを実施しています。</p>
子育て短期支援利用事業 （ショートステイ）	<p>社会福祉法人四恩の里亀山学園に委託して実施しています。</p> <p>保護者の疾病等により、家庭における養育が困難な児童等を児童福祉施設において一定期間養育します。</p>
子育て短期支援利用事業 （トワイライトステイ）	<p>社会福祉法人四恩の里亀山学園に委託して実施しています。</p> <p>保護者の仕事等の事情により、夜間の家庭における養育が困難な児童等を児童福祉施設において夜間養育します。</p>
放課後子ども教室 （放課後学級） （こんぴらこども塾）	<p>町内 3 小学校で、小学 1 年生～6 年生の放課後児童を対象に、指導員を配置して実施しています。子どもたちが教室（放課後学級）のルールに従って、それぞれ好きな活動を行います。</p> <p>また、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともにスポーツ・文芸・体験学習を通して、地域住民との交流活動（こんぴらこども塾）も行っています。交流活動は、町内 3 小学校で毎週水曜日の放課後と春・夏・冬の長期休業中に不定期で開催します。</p>
放課後児童クラブ	<p>給食を実施しない登校日、土曜日、長期休暇中に 3 小学校等において、就労により保護者が家庭にいない小学生の預かりを実施しています。適切な遊び及び生活の場を提供することにより、児童の健全育成と保護者の就労を支援します。放課後子ども教室との一体的な運営についても検討していきます。</p>

施策	具体的な内容
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保を図り、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑な給付方法の実施に努めます。

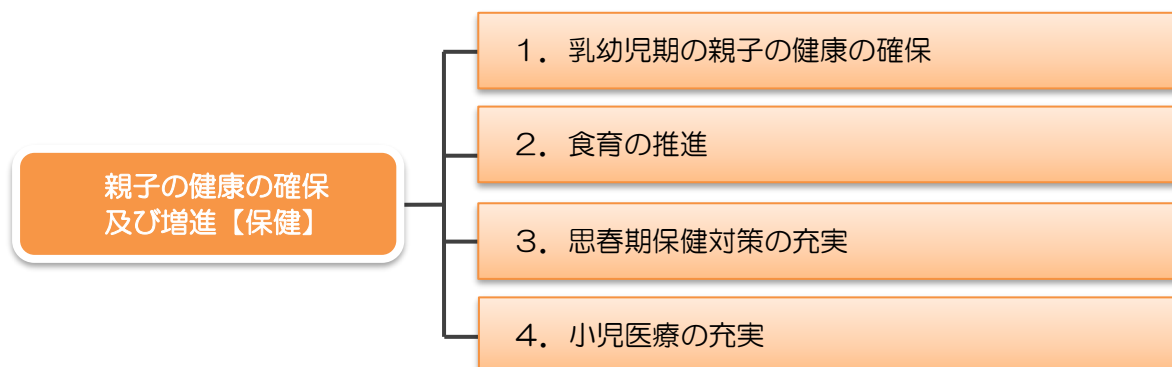
## 施策2 経済的な負担の軽減

施策	具体的な内容
多子家庭への保育料の軽減	国が定めた保育料基準より低い保育料を設定し、保護者の負担軽減を実施するとともに、3人以上の子を現に扶養する世帯に対しては、第3子以降の3歳未満児の保育料の免除を実施します。
児童手当の支給	<p>中学校修了までの児童を対象に児童手当を支給します。また、今後も制度の周知を徹底するとともに、申請手続の勧奨を行います。</p> <p>【手当額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳未満 一律 15,000 円</li> <li>○3歳以上小学校修了前 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子・第2子 10,000 円</li> <li>・第3子以降 15,000 円</li> </ul> </li> <li>○中学校修了前 一律 10,000 円</li> <li>○特例給付 ※所得が制限額以上の者について支給 中学校修了まで一律 5,000 円</li> </ul>

## 施策3 子育て世帯への情報提供

施策	具体的な内容
子育てガイドブック配布事業	子育て中の保護者に対して、有益な情報提供の一環として、「子育てガイドブック」を毎年作成し、母子手帳交付や出生届出、転入等の際に子育て家庭に配布します。
子育てに関する担当部署の設置	子育てに関する、あらゆる相談や制度の周知及びサービスの利用調整等を担当する部署の設置を含め、ネットワークづくりを検討します。

## II 親子の健康の確保及び増進【保健】



### 施策1 乳幼児期の親子の健康の確保

施策	具体的な内容
妊婦健康診査	妊娠中毒症等の異常を早期に発見し、早期に適切な援助を講じ、母子の健康の保持増進を図ります。県内医療機関に検査を委託し、受診券として母子手帳交付時に妊婦健康診査券を14枚発行します。
妊婦歯科健康診査	妊婦自身の虫歯や歯周病の予防のみならず、生まれてくる子どもの口の健康のために、琴平町・まんのう町の町指定歯科医療機関に検査を委託し、母子手帳交付時に受診券を1枚発行します。
乳幼児健康診査及び保健指導	心身障がい等の異常を早期に発見し、早期に適切な援助を講じ、乳幼児の健康の保持増進を図ります。乳児健診については県内医療機関に委託して個別健診を実施しています。（乳児一般健康診査受診券として母子手帳交付時に4枚発行）（1・4・6・11か月児対象）。1歳6か月児健診、3歳児健診については、四国こどもとおとなの医療センター乳幼児健診センターに委託しています。
予防接種	感染症に対する免疫を確保し、感染症の流行を抑制し、発病を予防します。接種料の自己負担なしで、県内医療機関に委託しての個別接種を実施しています。 近年、定期接種の種類が増えており、接種回数も多くスケジュールが過密になっているため、適切な時期に接種できるように指導・支援をしていきます。
乳幼児相談	毎月定例にて、乳幼児相談を実施し、乳児健診以外の場でゆっくり育児の相談ができる場の提供を図ります。

施策	具体的な内容
両親学級	<p>妊婦とその家族を対象に、たまご学級（妊婦さん夫婦交流会）を実施し、妊娠、出産、育児についての正しい知識の普及を図っています。</p> <p>町では、今後も参加しやすい開催日や時間帯等の検討をして、参加者の増加を図ります。</p>
乳児家庭訪問	<p>子育てについての不安や悩みを聞き、居宅において子育て支援に必要な情報やサービスを提供し、地域の中で子どもたちが健やかに育つよう、保健師や助産師が家庭訪問を行っています。</p>
育児サークル支援事業	<p>未就園児を持つ母親による育児サークル活動について、遊びを通して子どもとの関わりを図ることができる場の整備・提供や関わり方を学ぶ講習会等を開催する等、母親による自主活動を支援します。</p>
養育支援訪問事業	<p>様々な原因で養育が困難になっている家庭に対し、保健師、助産師及び看護師が訪問し、健やかな育児ができるように支援します。</p>
ブックスタート事業	<p>地域の読み聞かせボランティアと協働し、ピヨピヨ広場で乳児とその家族を対象に絵本の読み聞かせ体験を行い、絵本をプレゼントします。</p>



## 施策2 食育の推進

施策	具体的な内容
食生活改善推進協議会の取り組み	<p>琴平町食生活改善推進員が小学生を対象に、食物を通して生命の尊さや健康な身体づくりの指導や講話、調理実習等を実施しています。今後も、小学生の親子を対象に調理実習を通して親子で食育を考えられるよう支援します。</p> <p>また、就学前の子どもを対象に紙芝居を用いて食育についての話をし、簡単な調理実習も実施しています。</p>
保幼小における食育活動	<p>保育所においては、クッキング保育、バイキング給食、園庭給食、ふれあい給食（異年齢児交流）、親子の給食参観等を通して、菜園活動、皮むきや簡単な調理の手伝い等、食に関する興味や関心を持てるように食の大切さを学ぶ機会を作っていきます。</p> <p>また、琴平町内保育所給食研究グループ（学校人権・同和教育保育所部会）では、食生活のあり方等を検討するとともに、「給食たより」を年3回発行し、各家族に対して食生活の重要性を伝えています。</p> <p>幼稚園では、農園体験を通じて食べ物や動物の大切さを実感できるような活動を推進しており、食べ物に関する歌を歌ったり、園庭等で野菜の種まきから収穫までを体験して、食べ物大切さ、命の大切さを学習しています。</p> <p>また、小学校では、給食の食材についての知識を持つことにより、体と食べ物の関わりや大切さを考えられるように、給食時に栄養教諭が食材について説明をしたり、食べ物と健康についての話を児童にしています。</p>

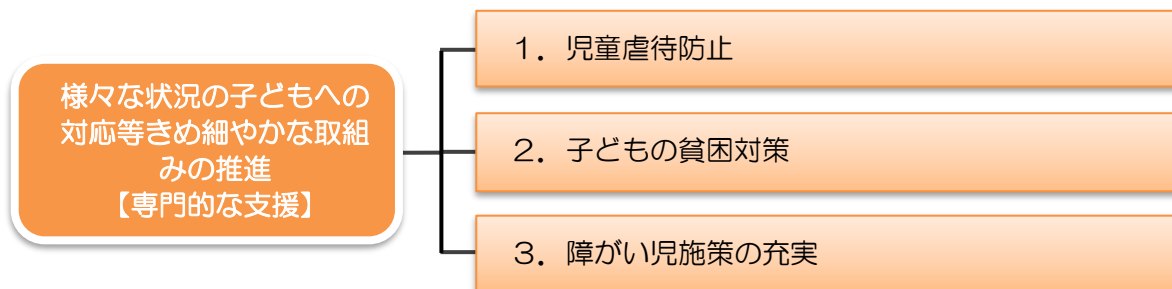
## 施策3 思春期保健対策の充実

施策	具体的な内容
スクールカウンセラー事業	<p>県教育委員会に申請し、事業を実施しています。子どもたちの悩みや保護者の悩み及び教職員の悩み等の相談を受けるとともに、適切なアドバイスをしてもらっています。</p> <p>また、県への申請により実施している事業であるため、スクールカウンセラー事業を継続してもらえよう、今後も強く要望していきます。</p>

施策4 小児医療の充実

施策	具体的な内容
乳幼児医療費助成事業	乳幼児の疾病の早期発見と治療を促進するとともに、その保護者の経済的負担の軽減を目的に、満6歳未満の乳幼児の保護者に対し、その乳幼児の医療費の一部負担金を払い戻します。
子ども医療費助成事業	子どもの疾病の早期発見と治療を促進するとともに、その保護者の経済的負担の軽減を目的に、小・中学生の児童の保護者に対し、その医療費の一部負担金を払い戻します。
小児医療救急電話相談事業	県内の小児科医師により、保護者向けに小児の夜間の急な病気等について、家庭での応急処置や救急搬送の要否等適切な指導・助言を行う電話相談体制の整備を図りますが、県事業であるため、今後も継続して事業を行ってもらうよう、県に要望していきます。
未熟児養育医療費助成事業	未熟児は正常な新生児に比べて機能が未熟であり疾病にかかりやすく、その死亡率は極めて高いばかりか、心身の障がいを残すことも多くなっています。したがって出生後、速やかに適切な処置を講ずることが必要です。このため、母子保健法第20条の規定により、これら未熟児に対し指定養育医療機関において、これに必要な医療の給付を行います。

### Ⅲ 様々な状況の子どもへの対応等きめ細やかな取組みの推進【専門的な支援】



#### 施策1 児童虐待防止

施策	具体的な内容
要保護児童対策地域協議会の開催	関係者・関係機関が連携して、児童虐待の予防及び早期発見並びに援助方法等を実施又は検討するため、要保護児童対策地域協議会を設置しています。虐待のケースがある場合は、関係機関に集まってもらいケース会を開催します。
相談窓口の情報提供	県や町等で実施されている各種育児相談の場所等の情報提供を行っており、主に町広報誌等を活用し、随時情報提供に努めます。
関係機関との連携	各教育機関及び香川県西部子ども相談センター等との密な連携を図り、児童虐待防止についての情報共有を行います。また、児童等に対する必要な支援を行う体制の整備に向けて、子ども家庭総合支援拠点の設置を検討します。

#### 施策2 子どもの貧困対策

施策	具体的な内容
児童扶養手当	18歳（の年度末）までの児童を養育しているひとり親等に手当支給に関する手続きを行います。また、児童扶養手当を受けている世帯の方が、通勤に利用するJR定期券を購入する際、3割引になる資格証明書と購入証明書の交付も行います。
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、ひとり親等の健康の保持及び増進並びにその生活の安定に寄与することを目的としています。この制度については、県の補助制度があり、今後も継続実施、補助率の拡充等を県に要望していきます。
父子母子家庭等福祉相談	母子（父子）家庭自立支援給付事業や母子（父子）寡婦（寡夫）福祉資金貸付事業（いずれも県事業）等について情報提供を行い、自立支援員への紹介や相談場所の提供を行います。

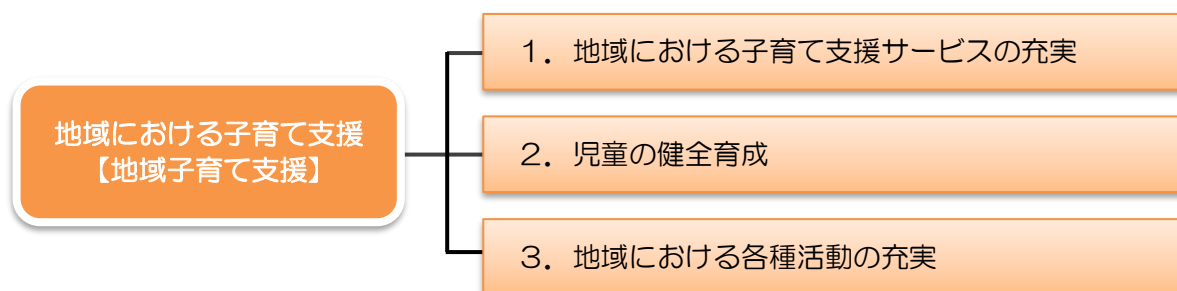
施策	具体的な内容
小・中学生への就学援助	経済的な理由により、小・中学校への就学が困難な児童生徒に学用品費、学校給食費、修学旅行費、PTA 活動費、通学用品費、新入生児童生徒学用品費、校外活動費、生徒会費、医療費、クラブ活動費を援助します。
相談窓口の設置	貧困等に関する相談窓口を子育て世代包括支援センターの設置されている子ども・保健課に設け、関係機関と情報共有等、連携して対策に努めます。

### 施策3 障がい児施策の充実

施策	具体的な内容
発達支援事業	育児の中で、子どもの育てにくさや関わり方に関する悩み等への支援として、親子のわんわん教室（発達支援学級）やこども相談、ことばと子育て相談（言語聴覚士による相談）、とっと相談（2歳児相談）等を実施します。
障がい児の居宅生活支援事業	居宅で生活している障がい児を抱える家庭に対して、日常生活を営むうえで家族のサポートが受けられない場合等にホームヘルプサービス等を実施します。
重度身体障がい児日常生活用具給付事業	在宅の重度身体障がい児に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とします。障がいの内容及び程度により種目が異なるほか、所得に応じて自己負担があります。
障がい児に対する補装具の交付及び修理	身体に障がいのある児童に対し、その身体的欠如又は身体機能の損傷を補い、日常生活を容易にするため必要な補装具の交付及び修理を行います。
障がい児を持つ家庭に対する相談事業	身体障がいの児童を持つ家庭に対する相談・助言を行います。また、地域療育等支援事業として、知的障がいの児童を持つ家庭に対する相談・助言も行います。
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいがある 20 歳未満の児童を監護している保護者に対し、手当支給に関する手続きを行うとともに、相談支援事業又は窓口手続時での問い合わせにより、利用可能対象者に対して、制度の周知を積極的に行っていきます。
重度心身障がい者等医療費助成制度	重度心身障がい者等に対して医療費の一部を助成することにより、障がい者等の健康の保持及び増進並びにその生活の安定に寄与することを目的としていますが、（優先順位 乳幼児医療費）この制度については、県の補助制度があり、今後も継続実施や補助率の拡充等を県に要望するとともに、4級の身体障がい者手帳を交付されている方についても県費補助の対象となるよう要望していきます。
障がい児福祉年金の支給	身体に障がいのある児童に対して児童障がい年金を支給します。対象は 20 歳未満で身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を交付された者で、年額 15,000 円を支給します。

施策	具体的な内容
障がい児教育・保育	幼稚園、小・中学校において、特別支援教育支援員を配置して対応します。公立保育所においても同様に、保育士を加配して保育を行うとともに、私立保育園には、障がい児を受け入れする場合に保育士配置のための補助制度を実施していきます。
医療的ケアが必要な児童への対応	医療的ケア児への対応が必要となった場合、必要な支援について検討をしていきます。

#### IV 地域における子育て支援【地域子育て支援】



##### 施策1 地域における子育て支援サービスの充実

施策	具体的な内容
地域子育て支援センター	<p>社会福祉法人あかね保育園に委託して、子育て支援センター「ひまわり」として実施しています。</p> <p>家庭で子育てをしている方にも保育園を開放し、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、安全で広い遊び場の提供等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。</p>
保育所地域活動事業 (世代間交流の促進)	<p>公立保育所及び社会福祉法人あかね保育園に委託して実施しています。</p> <p>お年寄りの指導のもと、地域のお祭りや餅つき、豆まき等伝統行事にふれたり、わらべ歌や手あそび、茶道、和楽器に親しむ等、日本文化を受け継ぎながら世代間の交流を図ります。</p>
愛育班活動	<p>昔遊び等を体験するわくわく体験教室や親子ふれあい教室を開催し、地域に住む若い親子と知り合いになり、地域の中で支えていけるような地盤が作れるよう推進しています。</p>
利用者支援事業	<p>子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関との連携を密にすることで、妊娠初期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援に努めていきます。</p>

##### 施策2 児童の健全育成

施策	具体的な内容
青少年健全育成町民会議	<p>家庭づくり事業・広報活動事業・青少年育成事業・研修活動事業・校区会議事業の5事業を中心に青少年健全育成の推進に取り組みます。</p>

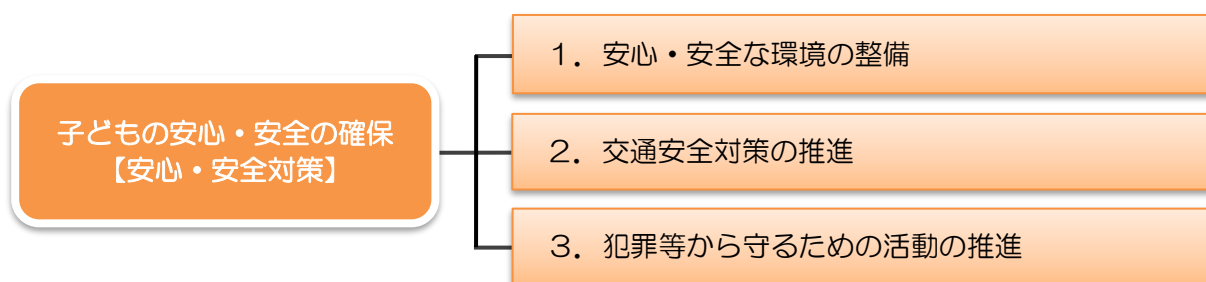
施策	具体的な内容
子ども会育成連絡協議会事業	<p>町内の子ども会が加入し、育成者が協議して、自然キャンプ体験・クリスマス会・ウォークラリー等の事業を展開しています。</p> <p>今後も、育成者の加入を増やしていくとともに、中・高校生の各行事への参加を促し地域の人達と協力して、子ども会活動を実施できるよう推進していきます。</p>
スクールソーシャルワーカー事業	<p>不登校等の生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置しています。今後も教育相談体制の充実を図っていきます。</p>
民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動	<p>民生委員・児童委員及び主任児童委員の連携をさらに密にし、各委員の活動を活発にし、児童虐待や子育てに関する相談・援助活動の充実を図ります。</p> <p>町では、民生委員児童委員協議会を月1回開催し、福祉に関する問題について話し合いを行います。その中で子どもたちをとりまく様々な問題についても取り上げ、専門家を講師に招いたり、学校訪問を行う等、身近な問題の把握と今後の取組みについて協議を行います。</p>

### 施策3 地域における各種活動の充実

施策	具体的な内容
プラットフォーム事業 (住民参加によるボランティア事業への支援)	<p>地域ボランティア活動への助成を行っていきます。</p> <p>・<sup>よいこ</sup>415のわ        琴平町公会堂において、毎週日・月・火・水曜日の10時～16時に「絵本文庫どり～む」をオープンしています。</p> <p>また、毎月1回読み聞かせの日として、415のわメンバーが絵本の読み聞かせや紙芝居をしたり手遊びをしたり、子どもが喜ぶイベントを企画し、実施します。</p> <p>・<sup>ケースリー</sup>K3        琴平町公会堂を拠点に「琴平の子育て・教育を考えるグループ」として発足しました。子育てマップの作成や町内3小学校の交流会等、子どもたちのためにできることを考える定例会を月1～2回開催します。今後、参加者を増やすために、賛同する住民の参加を募っていきます。</p>



## V 子どもの安心・安全の確保【安心・安全対策】



### 施策1 安心・安全な環境の整備

施策	具体的な内容
公共施設のバリアフリー化等の促進	<p>公共施設の新設・増設・改築等の際に子育てに配慮した施設の整備に努めます。</p> <p>○道路関係 道路の大規模改修や新設路線については、歩道のバリアフリー化等を検討します。</p> <p>○庁舎等、教育・保育施設 庁舎等、教育・保育施設については、バリアフリー化とともに、子育てに配慮した安心・安全な設備の充実を図れるよう努めていきます。</p>
通学路や公園等のカーブミラー・防犯灯の設置	<p>道路を通行する際、交差点等見通しの悪い箇所にカーブミラーを設置したり、転落防止のためにガードレールを設置し、交通弱者でも安全に通行できる交通環境の整備に努めるとともに、通学路や公園等に防犯灯を設置します。</p> <p>今後も、住宅環境の変化に対応し、自治会等の要望や町職員の巡回等により危険箇所をなくしていくよう努めます。</p>



施策2 交通安全対策の推進

施策	具体的な内容
親子交通安全教室	<p>子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室の段階的かつ体系的な実施を図ります。</p> <p>町では、毎年4～5月に各保育所・幼稚園において親子交通教室を実施し、園児を対象に交通啓発ビデオを視聴します。また、保護者には県内・町内の交通事故状況等を踏まえた、注意点の説明を行います。</p> <p>ほかにも、体験教室として模擬横断歩道を運動場に設置し、横断歩道の渡り方についての指導も行っています。</p>
交通安全啓発活動	<p>交通安全意識を高めるために、保育所・幼稚園の園児による交通キャンペーンや交通安全啓発チラシ・グッズを配布する等、啓発活動を推進します。</p>
チャイルドシート助成制度	<p>チャイルドシート普及啓発活動として6歳未満で町内在住である世帯の世帯主に対して、チャイルドシートの購入費のうち10,000円を上限として助成するとともに、広報及びHPへの掲載や、妊婦への周知を充実させていきます。</p>
保安用ヘルメット購入費補助	<p>中学校の自転車通学生徒の交通事故保安対策として、自転車用ヘルメット購入補助を行います。</p>

### 施策3 犯罪等から守るための活動の推進

施策	具体的な内容
少年育成センター事業	少年育成センターにおいて、地域を巻き込んだ家庭教育の充実や悩みの相談事業を実施します。関係機関との連携を図りながら、就学中の生徒に対して適切なアドバイスを行えるよう、相談機能の充実に努めていきます。
PTA 連絡メールの活用	不審者対策のために、不審者情報を発信します。
防犯訓練・防犯ブザーの配布	<p>不審者対策のために、警察署の協力を得て防犯訓練を実施しており、保育所では、年1回、警察職員による実演等を体験させています。</p> <p>また、幼稚園・小学校・中学校では、児童生徒、教師、保護者が防犯指導を受けており、地区の安全ボランティアが見守り隊を結成して登下校の児童生徒を見守っています。</p> <p>そのほか、小学校1年生を対象に防犯ブザーを配布し、防犯対策に努めています。</p>
子どもかけこみ110番	緊急時に子どもたちが駆け込むことができる場所・避難できる場所の登録数を増やしていきます。小学校区ごとのプレート設置状況についてマップの作成をしていきます。

# 第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、次のとおり教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	町内全域	本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		
地域子ども・子育て支援事業	提供区域	区域設定の考え方
時間外保育事業（延長保育事業）	町内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とする。
子育て短期支援事業（ショートステイ）		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とする。
放課後児童健全育成事業		町内全域とする。
地域子育て支援拠点事業		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とする。
一時預かり事業		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とする。
病児・病後児保育事業		町内全域とする。
ファミリー・サポート・センター事業		町内全域とする。
妊婦健診事業		現状どおり、町内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業		現状どおり、町内全域とする。
養育支援訪問事業		現状どおり、町内全域とする。
利用者支援に関する事業		町内全域とする。
実費徴収に係る補足給付を行う事業		町内全域とする。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業		町内全域とする。

## 2 教育・保育提供体制の確保

### 教育・保育施設の量の見込み（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援サービスの見込み量については、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を、ニーズ調査結果をもとに、琴平町に居住する子どもの「幼稚園」、「保育所」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域に、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）及び地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

#### ①教育・保育施設及び事業

教育・保育施設及び地域型保育事業	算出対象 児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園） <専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭>	3～5歳
2号認定①（幼稚園） <共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭>	3～5歳
2号認定②（認定こども園及び保育所） <共働き家庭>	3～5歳
3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業） <共働き家庭>	0～2歳

#### ②需要量と確保の方策

令和2年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		学校教育 希望	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み	37人	29人	75人	25人	68人	
②確保方策	特定教育・保育施設	105人	105人	154人	24人	62人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	105人	105人	154人	24人	62人
③過不足（② - ①）	68人	76人	79人	▲1人	▲6人	

令和3年度	1号認定	2号認定		3号認定		
		学校教育 希望	左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み	35人	28人	72人	25人	62人	
②確保方策	特定教育・保育施設	105人	105人	154人	24人	62人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	105人	105人	154人	24人	62人
③過不足（② - ①）	70人	77人	82人	▲1人	0人	

令和4年度		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		36人	28人	73人	24人	60人
②確保方策	特定教育・保育施設	105人	105人	154人	24人	62人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	105人	105人	154人	24人	62人
③過不足(② - ①)		69人	77人	81人	0人	2人

令和5年度		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		34人	27人	69人	23人	58人
②確保方策	特定教育・保育施設	105人	105人	154人	24人	62人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	105人	105人	154人	24人	62人
③過不足(② - ①)		71人	78人	85人	1人	4人

令和6年度		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育希望	左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み		32人	25人	64人	23人	56人
②確保方策	特定教育・保育施設	105人	105人	154人	24人	62人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	105人	105人	154人	24人	62人
③過不足(② - ①)		73人	80人	90人	1人	6人

### 3 教育・保育施設の一体的提供の推進

---

本町では、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供できるよう努めます。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもや家庭が利用できる施設である認定こども園への移行検討をはじめとして、幼稚園、保育所等を通じて育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

### 4 教育・保育の質の向上へ向けた取組み

---

教育・保育の質の向上を図るため、幼稚園、保育所間の人事異動や職員配置基準の見直しを行うとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修を推進し、教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めます。

また、幼稚園、保育所においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて、関係者の相互理解や異なる施設相互の連携を強化しつつ、町内の施設全体として、教育・保育の連続性・一貫性の確保に努めます。さらに、幼児教育アドバイザーの設置についても検討し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

## 5 地域子ども・子育て支援体制の確保

### 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量及び確保の方策）

教育・保育提供区域に、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、町に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域に、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。

そして、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための13事業の基本的な施策の方向を示します。

#### ①時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。

人/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9	9	9	8	8
②確保方策	9	9	9	8	8
②-①	0	0	0	0	0

#### ②子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力により緊急に一時保護する場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護するものです。

人日/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	10	10	10	10	10
②-①	10	10	10	10	10

### ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

人/年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	25	24	17	21	21
	2年生	25	23	21	16	18
	3年生	19	23	21	20	14
	4年生	13	11	12	11	11
	5年生	10	10	8	10	9
	6年生	5	5	5	4	5
	合計	97	96	84	82	78
②確保方策		97	96	84	82	78
②-①		0	0	0	0	0

### ④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業で、地域子育て支援センターでの各種事業等が該当します。

人日/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	154	143	138	133	128
②確保方策	1 場所	1 場所	1 場所	1 場所	1 場所



⑤一時預かり事業

■一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）1号認定

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

人日/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	83	79	80	76	71
②確保方策	83	79	80	76	71
②-①	0	0	0	0	0

■一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）2号認定

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

人日/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7,520	7,200	7,307	6,933	6,453
②確保方策	7,520	7,200	7,307	6,933	6,453
②-①	0	0	0	0	0

■一時預かり事業（上記以外の一時預かり）

上記以外で、不定期に利用する場合の事業です。

人日/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,192	1,125	1,117	1,068	1,010
②確保方策	1,192	1,125	1,117	1,068	1,010
②-①	0	0	0	0	0

⑥病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。近隣市町の医療機関等を受け入れ施設として実施することにより、量の見込みを確保します。

人日/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	233	220	219	209	198
②確保方策	233	220	219	209	198
②-①	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。今後、住民ニーズの動向に対応して事業の実施を検討します。

人日/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

⑧妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

人/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	38	38	36	34	34
②確保方策	県内医療機関に検査を委託し実施していきます。				

⑨乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

人/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	38	38	36	34	34
②確保方策	保健師又は助産師が家庭を訪問し、事業を実施していきます。				

⑩養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

人/年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	30	28	28	27	25
②確保方策	保健師、助産師及び看護師が訪問し、事業を実施していきます。				

⑪利用者支援事業

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と支援の提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行う事業です。

か所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (母子保健型)	1	1	1	1	1
確保方策 (母子保健型)	子育て包括支援センターで実施していきます。				

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を、所得に応じて助成する事業です。

この事業は未実施ですが、今後の必要に応じて実施を検討します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。

この事業は未実施ですが、今後の必要に応じて実施を検討します。

## 6 地域子ども・子育て支援事業の質の向上へ向けた取組み

---

質の高い地域子ども・子育て支援事業に取り組むため、各関係機関の密接な連携を図るとともに、県との間においても、地域子ども・子育て支援事業の運営状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望するニーズに応えられるよう、地域の枠を超えた利用を想定し、近接する市町と連携を図り、住民の要望に出来る限り応えられるように努めます。

施設整備については、地域の実情や幼稚園・保育園の状況、量の見込みや町の財政状況等を考慮するとともに、地域住民の理解を得たうえで、施設の整備を検討します。

## 7 ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けての取組み

---

### ■仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しの推進による子育ての両立を支援するとともに、町内で活躍する子育て支援グループや施設間のネットワークを強化し互いに連携することで、保護者がひとりで悩みを抱え込むことがないように、地域における子育て活動を積極的に支援する等、子育てと子育てを支える環境づくりを推進します。

### ■ワーク・ライフ・バランスに対する事業主の取組みの促進

働いている全ての人が、仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう促すために、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境を作ることが大切です。

町では、ワーク・ライフ・バランスの推進として、今後も関係機関との連携により育児・介護休業制度等の普及や施行の促進、柔軟な就業形態の導入の促進等、ワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発に努めていきます。

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

---

#### ■ 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策にかかわる関係課が連携・協力し横断的な取組みを積極的に進めます。

#### ■ 地域における取組みや活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療等の関係機関・団体等による活動を核とし、またNPO等子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

### 2 計画の点検・評価・改善

---

#### ■ 子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

#### ■ 計画の公表、町民意見の反映

町ホームページ等を活用し、本計画に基づく取組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に町民意見を把握し、町民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

---

## 資料編

---





## 琴平町子ども・子育て会議設置要綱

### (設置)

第1条 本町におけるすべての子どもと子育て家庭への支援に関する施策及び事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、琴平町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 琴平町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 琴平町次世代育成支援行動計画の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 行政関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（議長である会長を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会議は、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・保健課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、町長が招集する。
- 3 琴平町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱（平成 21 年琴平町告示第 47 号）は、廃止する。

琴平町子ども・子育て会議委員名簿

(50音順・敬称略)

職 名 等	氏 名	備 考
仲多度南部医師会 代表	森 田 敏 郎	
琴平町議会 議員	別 所 保 志	副会長
琴平町民生委員児童委員協議会 会長	藤 井 孝 一	
琴平町社会福祉協議会 会長	大 林 正 和	会長
琴平町母子愛育会 会長	今 井 千 鶴 子	
琴平町教育委員会 教育長	篠 原 好 宏	
琴平町立榎井小学校 校長 琴平町立南幼稚園 園長	橋 塚 智 教	
社会福祉法人あかね保育園 園長	畑 田 貴 康	
琴平町立北保育所 所長	飯 野 恵 美	
琴平町 PTA 連絡協議会 会長	小 笹 直 人	
社会福祉法人あかね保育園保護者会 会長	畑 田 共 美	
琴平町立北幼稚園 PTA 会長	東 田 美 紗 央	
琴平町立南保育所保護者会 会長	直 井 円	

琴平町子ども・子育て支援事業計画

第2期計画

発行年月：令和2年3月

発行：琴平町子ども・保健課

〒766-8502

香川県仲多度郡琴平町榎井817-10

TEL：0877-75-6719